

平成二十六年三月

各務原市資料調査報告書第三十七号

旧中山道鵜沼宿本陣桜井家文書 IV

各務原市歴史民俗資料館







廣進

私儀

四朱宿屋高仕居知

皆々休業致居

又候旅籠屋取込付

先例通事家爰より此

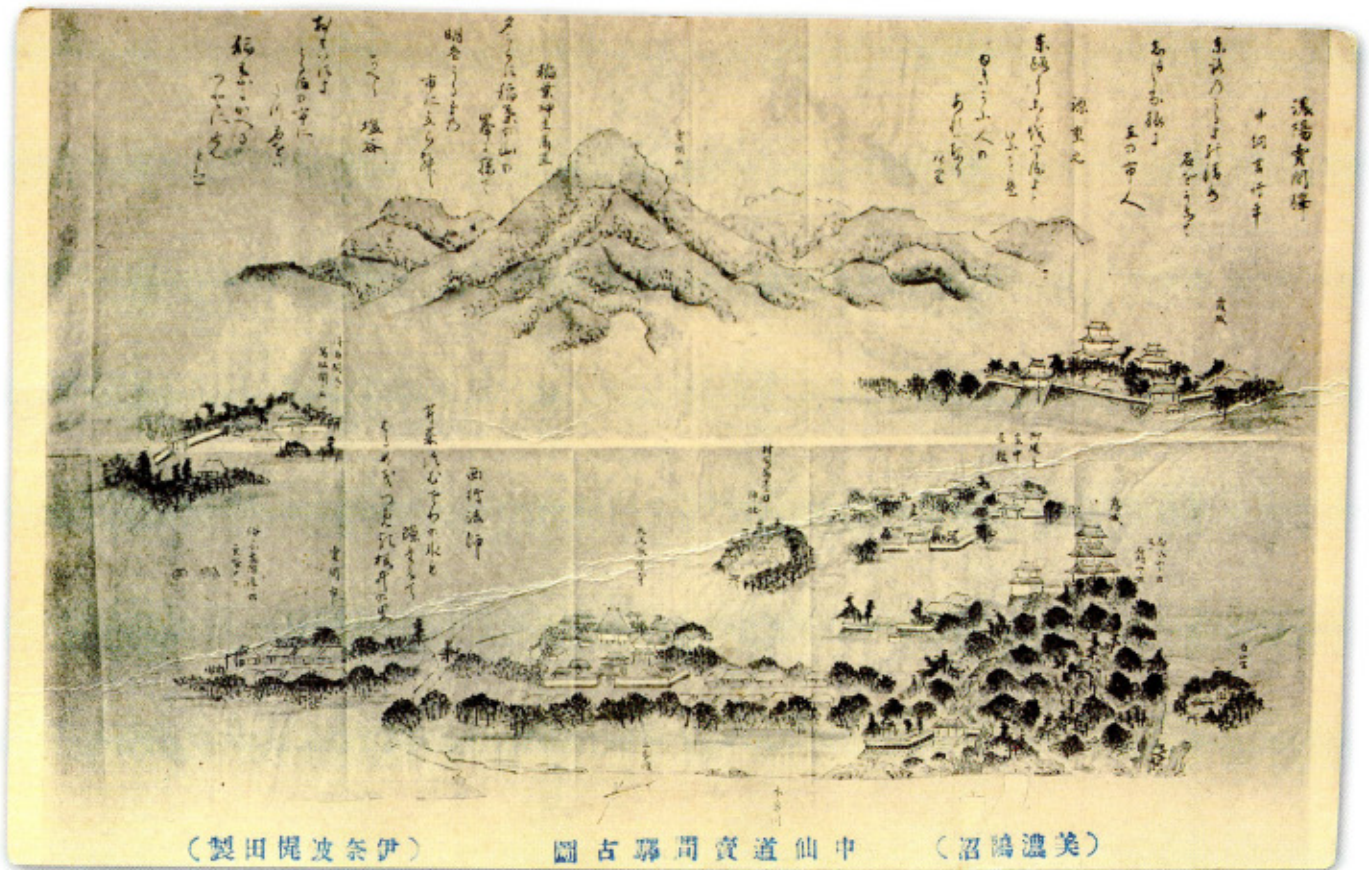
以等出来申候旨申也

月日

御名帳



各  
 御休泊所  
 櫻井吉兵衛  
 中仙道鶴沼驛  
 舊本陣  
 諸國御定宿  
 御通所  
 御通所  
 御通所

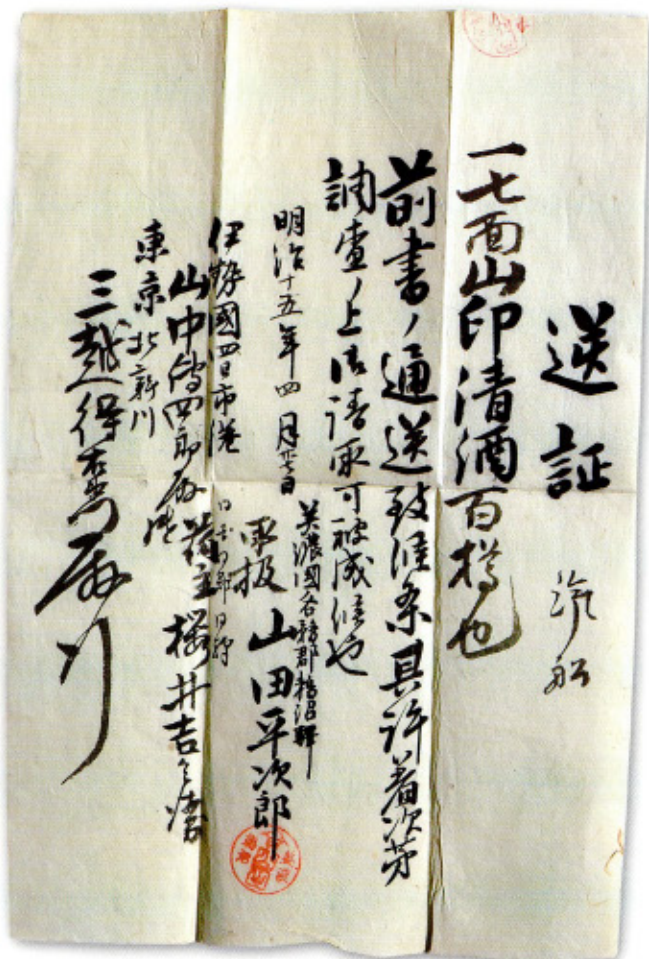


(製田 梶波 奈伊)

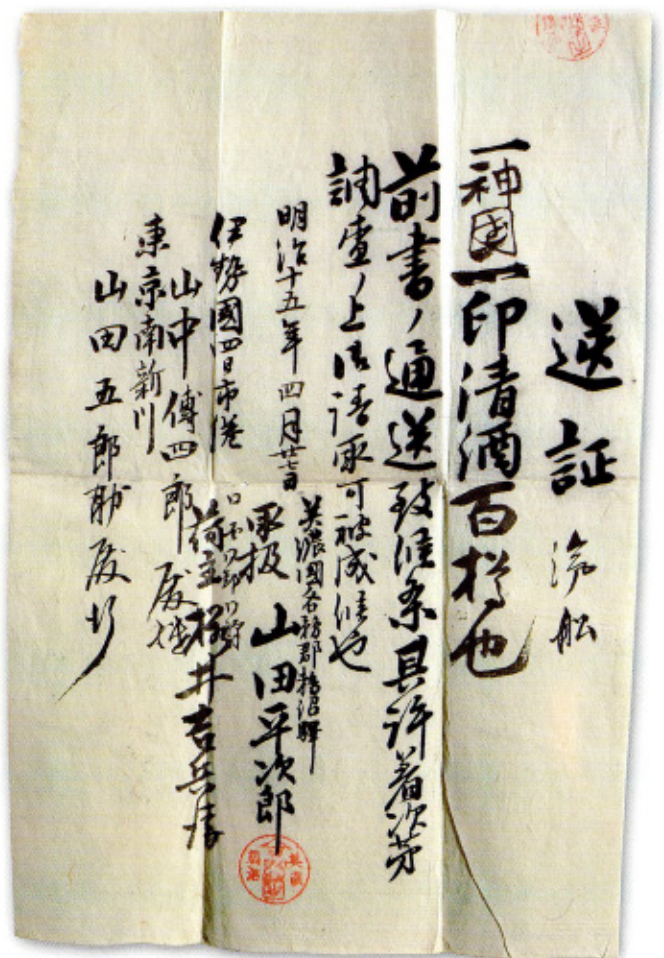
圖古驛間賣道仙中

(沼 鷺 濃美)

口絵二



口絵四



口絵三

## はじめに

昨年度にひきつづき、各務原市資料調査報告書第三十七号として、『旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書 IV』を刊行することができました。本書には、桜井家に残されていた史料の中から、江戸時代後半から明治時代初期の史料を収録しました。

その中の「聞書集」と標題の付けられている史料は、全文を収録してあります。これは江戸時代後半の各地の出来事の中から、人々の興味や関心を惹く出来事を記録してあるものです。江戸での出来事が主として書かれています。外国船の来航や大地震の発生など、その時代の政治や社会の状況も記録されています。鶴沼宿本陣を勤める桜井家が、どのような情報を集めようとしていたのかが窺える史料です。また、明治時代初期の「文明講」に関する史料は時代の変化とともに江戸時代の宿駅制度が廃止され、新しい世の中でかつての宿場の旅籠がどのような営業努力をしていたのか、その一端を物語る史料です。

本報告書に収録した「聞書集」や「文明講」関係史料は、『各務原市史』や『鶴沼の歴史』では取り上げていないものです。これらの史料を通して、古文書の解説のほか、江戸時代の人々がどのように情報を集めようとしたのか、江戸時代から明治時代へと歴史の変革の中で宿場の旅籠の経営者たちがどのような努力をしていたのかに、思いをはせていただければと思います。

今回も、「桜井家文書」の報告書を刊行することに、史料の所有者である桜井美保子氏からご快諾をいただきました。また、「桜井家文書」の解説と解説には、岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生に多大なご尽力をいただきました。お二人には深く感謝いたします。

多くの市民の皆様がこの報告書を手にとり、江戸から明治という時代の変化の中で生きた人々の息遣いを感じとっていただければ幸いです。

平成二十六年三月

各務原市歴史民俗資料館





# 目次

口 絵	はじめに	1
例 言	例 言	3
史料解説	史料解説	5
史料解説文	史料解説文	11
史料紹介	史料紹介	67
史料読下し文	史料読下し文	71
掲載史料一覧	掲載史料一覧	83
編集後記	編集後記	85
口 絵 一	桜井吉兵衛 引札 (明治初期、桜井美保子氏蔵)	
口 絵 二	郵便絵はがき (中仙道売間駅古図、年代不明)	
口 絵 三	送証 汽船 (明治十五年四月二十七日)	
口 絵 四	送証 汽船 (明治十五年四月二十七日)	



## 例 言

- 一 本書は、各務原市資料調査報告書第三十七号として、旧中山道鶴沼宿で本陣を勤めた桜井家に伝来する古文書の、解説文及び読下し文を収録したものである。
- 一 本報告書に収録した史料をもとに、「聞書集」にみる桜井家の情報収集」と題して、解説を載せた。
- 一 史料の名称は「旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書」であるが、本文中では「桜井家文書」と略して記した。
- 一 解説文の書式は、縦二八字・横二六行の二段組とした。
- 一 史料の解説にあたっては左記の条件にしたがい、翻字した。
  - 用字は常用漢字音訓表記にしたがう。
  - 異体・略体文字は常用漢字に改め、変体仮名は平仮名に統一する。
  - 花押は（花押）、略印は（略印）、印判は□・◎とし、割印は（印・印）で示す。
  - 冊物の表紙は、表題を「」で囲み、右肩傍注に（表紙）を入れる。
  - 解説者が加えた傍注は、すべて（ ）で囲み、史料の文字が誤っている場合は正字を、また疑わしい場合は（マ）・（カ）を記入する。
  - 本文には適宜句読点及び並列点をつけ、読みやすくする。
  - 史料の破損・虫喰い等で判読できない箇所は、□で字数をうめ、字数が不明の場合は「」、上欠・下欠は「」をもって示す。
  - 史料原文が前欠の場合は（前欠）、後欠の場合は（後欠）を記す。
  - 奥書・端書・端裏書または朱書・後筆などは、「」を施し、その右肩傍注に（奥書）・（端書）などを入れる。
  - 下ヶ札・付箋・貼紙などは、「」で位置を示し、「」でその文字を囲み、右肩傍注に（下ヶ札）・（付箋）などを入れる。
- 一 史料名は、その標題によった。また、内容を表すため（ ）内にその内容を付記した。
- 一 掲載史料の「聞書集」には内容を示す標題は無いが、史料の解説・理解を助けるために標題を付けた。
- 一 一部の史料には、押されている印の印文を載せた。

- 史料名の下に（ ）で、史料番号を付けた。史料番号は一点につき一つであるが、包紙や紐で一括されていたものは、枝番を付けた。
- 史料解読文のほか、読下し文を掲載した。
- 同様の内容の史料が複数ある場合には、その中の一点の史料のみを読下し文にした。
- 読下し文は、漢字ひらがな交じり文とし、適宜助詞を補い、句読点・並列点を付けた。
- 読下し文では、漢字をひらがなに換えた文字もある。
- 読下し文は、現代かな使いとし、漢字の異体字は標準字体に改めた。
- 読みにくい漢字には、読みがなを付けた。読みがなは、解読文のみの史料では解読文に、読下し文のある史料には、読下し文につけた。
- 巻末には、掲載史料の一覧を載せた。
- 史料の中に「差別用語」が登場する場合は、歴史的用語としてそのまま用いたものもある。
- 本書に掲載した史料の写真は、特に断りの無い場合は口絵写真も含め、全て「桜井家文書」の写真である。
- 史料の解読・読下し及び解説は、岐阜女子大学文化創造学部の辻公子先生にお願いしたものである。
- 史料紹介として掲載した「明治維新後の鶴沼宿本陣桜井家と文明講」の項は、歴史民俗資料館の資料館だより第二十八号（平成二十二年三月）中の、「「文明講」史料に見る明治維新後の鶴沼宿と新加納立場」から、一部抄録・転載したものである。

# 史料解説

## 「聞書集」にみる桜井家の情報収集

江戸時代には政治や社会の情報が特定の階層で保持され、一般民衆が知りうる情報は限られていた。しかし、十九世紀後半になると情報が開示されるようになり、海外情勢や政治動向などの情報を得ることができるようになった。それにつれ、地方でもこうした情報の収集がなされ、記録として残されていた。

桜井家文書にも情報を収集してまとめた「聞書集」がある。作成年は不明であるが、享和三年（一八〇三）～弘化四年（一八四七）に起こった事件などが記録されている（表：「聞書集」記事一覧）。年代は順不同で、その内容は多岐にわたっており、筆跡が異なる部分もある。記載されている記事の分量はそれほど多くはないが、全部で二十三件に及び、異国に関するもの（①⑬⑭⑮⑯⑰）、災害関係（②⑥⑦⑧⑳）、事件処罰に関するもの（③⑤⑪⑫⑬）、幕府に関わるもの（④⑱⑳）、風聞・その他（⑨⑩⑲㉑）に分類することができる。

### 一、異国に関するもの

江戸幕府は、日本人の海外渡航を禁じ、通商は長崎において中国とオランダとのみ行っていた。しかし、安永七年（一七七八）、ロシアが通商を求めて蝦夷地に來航した。松前藩はこれを拒否したが、以降ロシアから次々と使節が派遣されるようになる。寛政四年（一七九二）にはラクスマンが根室に來航、日本の漂流民の送還とともに通商を要求するが、幕府はこれを拒否し、長崎への入港許可証を

与えた。この許可証をもって文化元年（一八〇四）にレザノフが長崎に來港、幕府と交渉を重ねたが一向に進展しなかった。資料⑭は、幕府がレザノフにとった対応についての内容である。幕府は、中国・朝鮮・琉球・オランダと通商しているのは昔からのつながりがあり相当の理由があるが、ロシアとは全く関係を結んだことはない。前年漂流民を伴って來日した際に交易を求め、さらに今再び求めてきたが、日本は海外とは強いて通信することはしない。これが我国の歴世対強を守る常法であり、朝廷の意思である、として拒絶し、麦と綿を与えている。幕府はロシアの接近を機に海防への備えを強化していく。

ロシアが最初に通商を求めて訪れた蝦夷地は、松前藩の領地であったが、幕府は寛政十一年に東蝦夷地を上知し、享和二年（一八〇二）に蝦夷奉行（後に箱館奉行に改称）を設置した。さらに文化四年には西蝦夷地も幕府直轄領としている。資料⑭は西蝦夷地土地を松前氏に命じる達書であり、非常の備えが松前藩だけでは行き届かないことを理由にしている。資料⑮は、蝦夷地が直轄領となった約一ヶ月後の四月二十三日、択捉島の内保にロシア船二艘が着岸・上陸し、番屋や蔵を襲撃、同二十九日には紗那の箱館奉行配下の会所に大筒が打ちかけられ、焼き討ちを受けたこと、津軽沖の海上にも怪しい船が見られたこと、こうした風聞が巷に流れることになるだろうが心得ておくことなどを通達した記事である。幕府は箱館奉行を置く一方、東北の諸藩に蝦夷地警固を命じているが、資料⑯は警固役の任命などのほか、蝦夷地出兵への慰労や長崎にロシア船がやってきた時の対応についての記事がみられる。

外国からの接近は通商を求めてやってくるもののほか、遭難して

「聞書集」記事一覧

	年 号		記 事 内 容
①	文化4年正月	1807	下総国銚子黒生浦漂流の次第
②	文化4年8月	1807	深川八幡宮祭礼の節永代橋落被害書上
③	文化3年4月	1806	江州粟津ヶ原にて服部安右衛門殿に手疵負せ候御仕置
④	文化3年11月	1806	琉球国中山王使者登城の節中山王より献上物書上
			御沙汰書写（御暇につき下賜品）
⑤	享和3年	1803	谷中延命院住職・納所の僧の御仕置
⑥	文化2年	1805	酒井左衛門尉様より御月番御老中様へ御届の趣
⑦	享和3年7月	1803	強雨雷鳴所々余り候ヶ所（書上）
⑧	文化元年6月	1804	六郷佐渡守様御領分出羽国本庄御城下御家中并在町共地震損所の書上
⑨	文化元年	1804	聖徳院様柳原御屋敷御花見の御歌
⑩	年月日未詳		羽織の弁
⑪	年月日未詳		武田河内守様御召抱の乳母一件
⑫	文化元年5月	1804	長左衛門一件につき仕置申し渡し
⑬	文化2年5月	1805	長崎にてロシア人へ仰せ諭された趣
⑭	文化4年3月	1807	松前藩西蝦夷地召上、新規九千石替地につき達書
⑮	文化4年4月	1807	東蝦夷地エトロフ島にロシア船上陸襲撃一件につき通達
⑯	文化4年11月	1807	松平竹千代・松平金之助蝦夷地警固役仰せ付けの書付
	" 10月		蝦夷地での異国船防ぎ方等につき南部大膳大夫への達書
	" 11月		蝦夷地への人数差出の儀大義の旨につき御沙汰書付
	" 8月		長崎表にロシア船渡来につき上総介様仰せ付けられ候儀など御届けにつき書付
⑰	文化4年10月	1807	小普請組伊藤留之助遠島処罰一件
	" 11月		小普請組青木弥五郎獄門処罰一件
⑱	文化10年2月	1813	高田馬場流鏑馬御神事射手書上
⑲	文化10年	1813	江戸にての狂詩
⑳	年月日未詳		公儀御殿中御座席につき書上
㉑	文化10年	1813	オランダ船着岸荷物献上につき書上
㉒	文政7年10月	1824	江戸四ツ谷塩町において敵討ち次第
㉓	弘化4年3月	1847	信州善光寺大地震につき御届書

食料や燃料を求める外国船が出没している。資料①は、長崎で交易している中国船が、嵐に遭い銚子黒生浦沖まで流され、食料や燃料の援助を願ってきた時の対応の報告書である。幕府は、文化三年に薪水給与令を出し、外国船に対し食料や燃料の補給を認めていた。しかし、その翌年ロシアからの侵攻を受けてロシア船打払令を出したが、翌年撤回している。そして、文化五年にイギリス軍艦が長崎湾内に侵入して薪水を奪ったフェートン号事件、文政七年（一八二

四）にイギリス捕鯨船乗組員が薪水を要求して大津浜に上陸した大津浜事件が起こったことにより、文政八年には異国船打払令が出される。だが、天保十三年（一八四二）には薪水給与令を再び出している。資料②はオランダ船からの献上品目録が記されているが、布地や砂糖・胡椒、象牙などのほか、漢方薬の原料となるミイラ、オウム・象・山猫・猿などがもたらされている。

## 二、災害関係

ここには豪雨・雷、地震、橋の落下の被害状況などについての記事がみられる。

資料⑦は、享和三年（一八〇三）に江戸の武家屋敷地域で豪雷雨鳴があった場所が書き上げられているが、実際に雷が落ちた、雨による被害があったというものではない。

資料⑧は、文化元年（一八〇四）六月四日の象潟地震により発生した本荘藩の被害箇所の書上である。建物の被害では、大手冠木門・収納米蔵・同蔵屋敷・役所・番所などが潰れており、家中・在町の家のうち一七七〇軒が潰れ、三九九軒が大破している。また、象潟・塩越湊・金浦沖の三ヶ所は砂が押し上げ、陸地のようになったとの記載があり、液状化による砂の噴出が起っていたことがわかる。出戸村では塩釜屋が九軒潰れ、死亡一六一人、怪我一四三人などの被害が発生している。

資料⑨は、文化二年六月四日夜から七日にかけて庄内藩領で起きた地震の被害を老中へ届け出た記事である。地震後の地域の様子が書かれているが、こちらでも液状化が起っており、地面から泥水が湧き出たため地形が高くなったり、低くなったところが数ヶ所できたとある。亀ヶ崎城も傾き、玄関・廊下・台所などが倒壊し、多門櫓・堀橋は傷み、地面には裂け目が出来、そこから泥水が噴出していたという。建物では給人家・町家・民家、土蔵の被害が大きく、各一三七軒・八三七軒・二八二六軒、五七五戸の潰家・痛家があったが、人的被害は比較的少なく、死人は一五〇人であった。

資料⑩は、弘化四年（一八四七）三月二十四日に信州善光寺とその近辺でおこった善光寺地震について、中野代官高木清左衛門から

幕府勘定所へ報告したものである。地震直後の三月晦日にとりあえず報告して、その後村々を廻って実況見分を行い、四月四日に報告書を作成している。このため、地震の様子や被害状況、地震から十日ほど経過した人々の様子なども詳細にまとめられている。

代官所の管轄する高井・水内郡の九ヶ村を家数六八七二軒、人数二九二一五人と概算し、潰家二〇一五軒（内焼失十三、土中埋十六）、半潰家七八二軒、即死者五七八人、怪我人一四六〇人と報告しているが、善光寺の開帳に来ていた参拝者二〇〇人も、地震後に発生した火事により宿泊先で焼死したとしている。廻村した時には、地面は大きく割れ開き、泥水が噴き出し、歩く場所もないほどであり、山崩れによる土砂や大石が村々に転落し、田畑は押し潰され、用水路は大破していた。村々に流れる谷川には土砂が押し寄せて塞ぎ、水が一面に溢れている。家屋は平押しに潰れ、家財道具も貯えておいた食料も流されてしまっていた。その様子を、言語を絶する奇変の様子に恐怖を覚え、見るに忍びなかった、と表現している。

このような状況におかれた人々は、村役人でさえも動揺し、村人は茫然として途方にくれるばかりで、役人の質問にも答えることが出来ない状態であった。飲み水も用水から取水していたため、水の確保が難しく、飢渴していた。代官所では、郷蔵の困貯穀を持って廻村したが全ての村には手が及ばないこと、代官所近辺の中野村・松川村には寺院へ御救小屋を設置したこと、年貢納入についても、総高の七割の村が甚大な被害を受けていることが報告されている。

資料⑪は、文化四年八月十九日に発生した永代橋の崩落事故の被害人数と遺骸引取の状況、関係者の処罰等についての記事である。これは、十一年ぶりに江戸深川富岡八幡宮の祭礼が開催され、押し



寄せた群衆が永代橋に殺到、その重みで橋が崩落してしまったもので、歌舞伎や落語にもこれを題材としたものが作られている。橋から落ちた人数は凡そ三〇〇〇人程、見物客のほか、病気で早引きした町同心、橋の下の屋形船にいた客・船頭・芸者なども被害にあっている。佃島や新地で死骸の引渡を行っているが、二十二日迄に引き渡したのは二三〇体、残っているのが九四体となっている。奉行所では、落死人が七三六六人、半死半生怪我人が二〇〇〇人、遺骸十一の調査が行われている。検死前に引き取られた分を合わせると、一〇八七人分を処理している。この事故では、永代橋の請負三人、橋番七人、賃銭をとって船渡しをした船頭十二人が入牢、残りの橋番は御預けの処罰を受けている。

### 三、事件処罰

ここには、主に文化期に起こった町人・僧侶・武士についての事件、処罰の記事が集録されている。

資料⑫は、京都神泉苑町で郷宿を営む長左衛門が、段々と羽振りが良くなり、豪華な屋敷を造るなど、派手な暮らしぶりが目に余るようになってきた。周囲ではそれを怪しんでいたが奉行所の詮議が行われることはなかった。そんな中、江戸からの指示で詮議が行われ、その結果、不正に資金を流用し、高利貸しをしていたことが明らかとなり、ほかの悪事も露見した。長左衛門は遠島・家財闕所、伴は十五ヶ国御構追払、妻は京払、金を借りていた者には課金の処罰が下された。さらに、京都奉行所の与力・同心、下役の者十九人も関与していたとして、阿り・差控・当座慎などの処罰を受けている。

資料⑬は、用人を勤めていた家で不正を疑われて詮議を受け、結果、奉行所での吟味を受けて軽追放となった浪人が、主家で自分を詮議した旗本を逆恨みし、殺傷した事件についての記事である。資料⑭は、谷中延命院の住職が大奥部屋方の下女と密通し、懐妊させ、墮胎薬を用いようとするなど破戒の行いのほか、寺の作事を無許可で行うなどの不始末で死罪となった事件と、納所の僧の密通・処罰についての記事である。資料⑮は小普請組配下の者が起こした二つの事件についての記事で、一つは、金子の無心のために殺人を犯し、人を陥れようとした罪で処罰されたもの、もう一つは、暮らしに困り、娘を町人へ嫁がせ、妻に食売女の奉公をさせ、火付盗賊改の役人を騙って金子を欺しとった罪で処罰されたものである。資料⑯は、武田河内守が雇った乳母が実は穢多身分のものであったことが判明したため、弾左衛門へその身柄を渡し、小児は七十日の食穢にあたとされている。

### 四、幕府関係

幕府の儀礼に関するものが集録されている。資料⑰は、文化三年（一八〇六）に琉球使節が江戸城に登城した時の献上物の目録と、大広間での返礼の席への参加者・下賜品の目録についての記事である。使節の派遣は、寛永十一年（一六三四）から始まり、將軍の代替り、琉球国王の代替りの時に派遣される。この時は琉球国王即位による謝恩の使節であった。献上品の中には、寿山石人形や芭蕉布がみられる。使節一行には薩摩藩が同行しており、藩主斉宣と嫡子斉興は帝鑑之間、家来は蘇鉄之間で、琉球正使読谷山王子は殿上之間、従者は柳ノ間で湯茶の接待を受けている。通常、江戸城に登城

した大名・旗本の控間は、その出自や官位・役職によって部屋が定められていた。資料⑳はその詰めの際の席次である。

資料㉑は、文化十年二月、將軍家齊の前厄のために行われた流鏑馬神事についての記事で、射手二十五人の成績が記載されている。この時の見物人は凡そ十二、三万人に及んだという。

## 五、風聞・その他

資料㉒は、聖徳院様柳原御屋敷御花見の歌とあり、詳細は不明だが、花見で詠んだ歌が五首載せられている。資料㉓の「羽織之弁」には、「喜三二述」とある。喜三二とは、秋田藩の江戸留守居役であった平沢常富が、戯作者として朋誠堂喜三二の名を用いたものである。武士としての旁ら執筆活動をしていたが、天明八年（一七八八）に上梓した『文武二道万石通』が、松平定信の政策を批判するものとして咎められることを藩主が懸念し、執筆を止められたと伝えられ、これを機に喜三二の号を譲って戯作から身を引いたという。以後、狂歌の世界で手柄岡持などの号を用いて活躍している。資料㉔は、江戸で作られた狂詩が記載されている。資料㉕は、文政七年（一八二四）に江戸四ツ谷塩町で行われた敵討ちについての記事である。当年十八才になる宇市という若者が幼いときに父親を殺され、武術の修行を積み、逐電した敵を探し出して本懐を遂げた。そして、町内の自身番へ赴き、町法で裁いて欲しいと申し出たという。江戸時代の敵討ちは、基本的に武士階級の者が許可を受けて行うものであった。しかし、町民や百姓、女性が行うこともあり、その場合、孝行や奇特なこととして許されることが多かった。

## おわりに

「聞書集」にまとめられている記事を概観してきたが、異国の接近情報については、初期の分は比較的集められているが、中期以降はほとんど集録されていない。災害関係では、文政十一年（一八二八）の越後三条地震などはみられない。また、事件処罰については江戸や京都で起こった多くの事件の一つであり、その他のものも含めて何らかの意図を持って集めたとは思われない。

桜井家は、鶴沼宿の本陣役を務めるとともに、村役人を務めており、中山道の宿場関係や宿泊者、地域内での繋がりの中から情報収集が行なわれていたものと考えられる。或いは、知人との書簡の遣り取りの中で集められたものであるかもしれない。いずれにしろ、かなり広範囲の情報を手手することが可能であり、収集された情報量は膨大なものであったと思われる。

「聞書集」の作成年代が不明であるため、それぞれの情報が収集された時期を特定することはできないが、不穏な社会情勢や幕府の儀礼関係、災害に加え、人の噂話など、記載内容は多様である。これらの記事が清書され、朱書の書き入れなどもされており、手元に集まってきた情報を、大切に遺しておこうとしたことが伺われる。残念ながら、桜井家文書の中には同種の記録類は残されていないが、その情報収集の一端をみることで、貴重な資料である。

# 史料解讀文



○聞書集（一二五）

「表紙聞書集」

文化四年正月、下総国銚子黒生浦漂流の次第

文化四卯年正月、下総国銚子黒生浦漂流の次第

一卯正月廿日、御用番青山下野守様江御差出之処、翌廿一日御付札済

私領分下総国海上郡銚子飯沼村地内字黒生浦沖、去十五日昼四時頃、不見馴船相見候段、村役人共訴出候付、早速従地詰役人共罷出見請候処、昨日御届申上候、去十三

日高神村地内長崎浦乘廻り船ニも有之候哉、右黒生浦より一里程も隔り候沖ニ而、帆を下し船懸り候様子ニ相見候付、用船式艘差出、右近辺乘廻し様子見請候処、異国船ニ相違無之候付、程近く乗付候へハ、乗り組之内より差つ靡キ、船端江階子出候付、其所江乗付何国之船ニ候哉、何故此所江乘来り候哉、相尋候処、唐船ニ而長崎交易仕候商ひ船之由、乗組八十八人、外ニ遠州相良出船之船、是又沖合ニ而及難船、右水主六人助ヶ乗セ罷在候由、滞中難風逢、数日被吹流、今日此所江漂着之旨申之、第一米・水・薪等無之難儀至極之旨、依之乗移呉候様申聞候得共、折節西北大風ニ而浪立荒く、其上右船長サ十七・八間も有之、水際より凡高サ壹丈余も有之候付、階子綱等差出候得共、荒浪ニ而如何様ニも乗移兼、此方より乗参り候者小船ニ而危く候付、其段申断いづれ書付を以可申聞旨申述候付、別紙之通書付式通綱ニ結付差出候付、見届之者請取、船之大サ等見届、一同黒生浦江帰船之上、右書付披見仕候処、米・水・薪等登候段申越候、数日被吹流、水・木等無之難波之趣相聞候間、先左之通差出候、

一白米四斗入 壹俵

一水壺石式斗

一松真木 拾束

右之通差遣候、且又唐山人差越候書付ニハ、唐船ト計有之地名不相分候付、別紙之通及筆談候処、唐山大清国与申書付差越候得共、本国地名何州何県と申儀、是又不相分候付、猶又別紙之通申遣候処、則認差越、追々様子相

糺往返懸合候内、最早入夜通船も不相叶候付、右場所ニ相詰罷在候所、夜明西北風烈敷、其儘難差置候付、先銚子川口外字目戸(大船)ヶ鼻与申所迄引付候へ共、右場所甚難場ニ而風立候へハ、助ヶ船茂難差出場所之旨、水主頭江申之候、勿論浪立荒候、唐山人共并遠州乗合之者共一同相歎、上陸之儀願出候得共、難成趣申聞候処、湊内江引入呉候様相願候付、汐合次第先川口迄引込候積ニ御座候、尤番船附置川端江仮番所補理昼夜役人共相固、見物之者近寄不申様、嚴重ニ相守罷在候、且唐山人差越候別紙書付本紙四通、外ニ此方より及筆談候別紙書付、并唐山人江同船仕候遠州相良之者六人より差越候書付本紙壹通、此方より及筆談候別紙書面写式通并船籠絵図壹枚差上申候、右之段彼地差置候家来共より申越候、此上如何取計可申哉、奉伺候、猶又船中之様子、其外委細之儀ハ追々可申上候、以上

正月廿日

松平右京亮

御下札

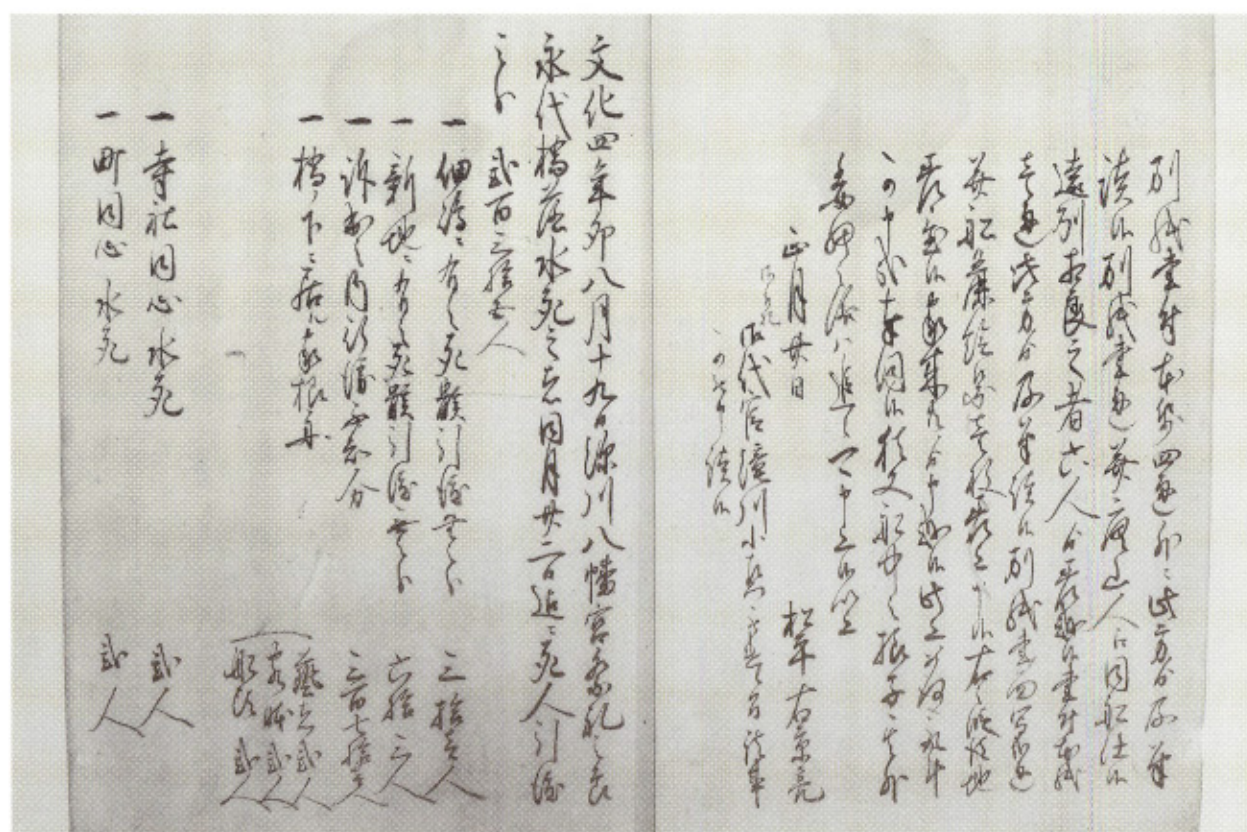
御代官滝川小左衛門被遣候間諸事可被申談候

文化四年八月、深川八幡宮祭礼の節、永代橋落下のこと

文化四年卯八月十九日、深川八幡宮祭礼之節、永代橋落、水

死之者、同月廿二日迄ニ死人引渡之分 式百三拾五人

- 一 佃嶋ニ有之死骸引渡無之分 三拾壹人
- 一 新地ニ有之死骸引渡無之分 六拾三人
- 一 訴出之内行衛行方不知分 三百七拾壹人



一 橋ノ下ニ居ル家根船

芸者三人  
客体三人  
船頭三人

一 寺社同心水死

式人

一 町同心水死

式人

右四人者病氣之体ニ而引取

ノ水死七百九人

一 落候人数不知、凡三千人程川より上り候衣類、持道具数多不知、腰物大小凡百腰余

一 入牢之者

永代橋

請負三人

橋番七人

船渡し錢取候

船頭十式人

拾壹人

一 欠落いたし候橋番人

一 橋番人不残御預ケ

一 同組下名主

一 同道役名主

月番

南御番所御役人

年番吟味

中田郷右衛門  
安藤小左衛門  
仁橋八右衛門

年寄

小玉大次郎  
森本庄九郎

年寄手付

秋田惣左衛門

物頭

高田藤右衛門  
寛彦助

御奉行所ニ而御檢使請候分

落死人

七百三拾六人

内

侍

八拾六人

町人

四百廿四人

女

百五拾人

子供男女

七拾六人

半死半生怪我人 式百人

死骸引取手無之分 十一人

腰物取残 式百三拾六腰

惣人数

九百四拾七人

外ニ 檢使前引取候分

百四拾人余

惣ノ千八拾七人

文化三年四月、江州粟津ヶ原にて服部安右衛門に手疵を負わせ  
た者への仕置

一文化三年寅四月八日、江州粟津ヶ原ニ而服部安右衛門殿ニ手  
疵負セ候御仕置

大御番

大岡久蔵知行

武州幡羅郡上奈良村名主相勤候清吉事

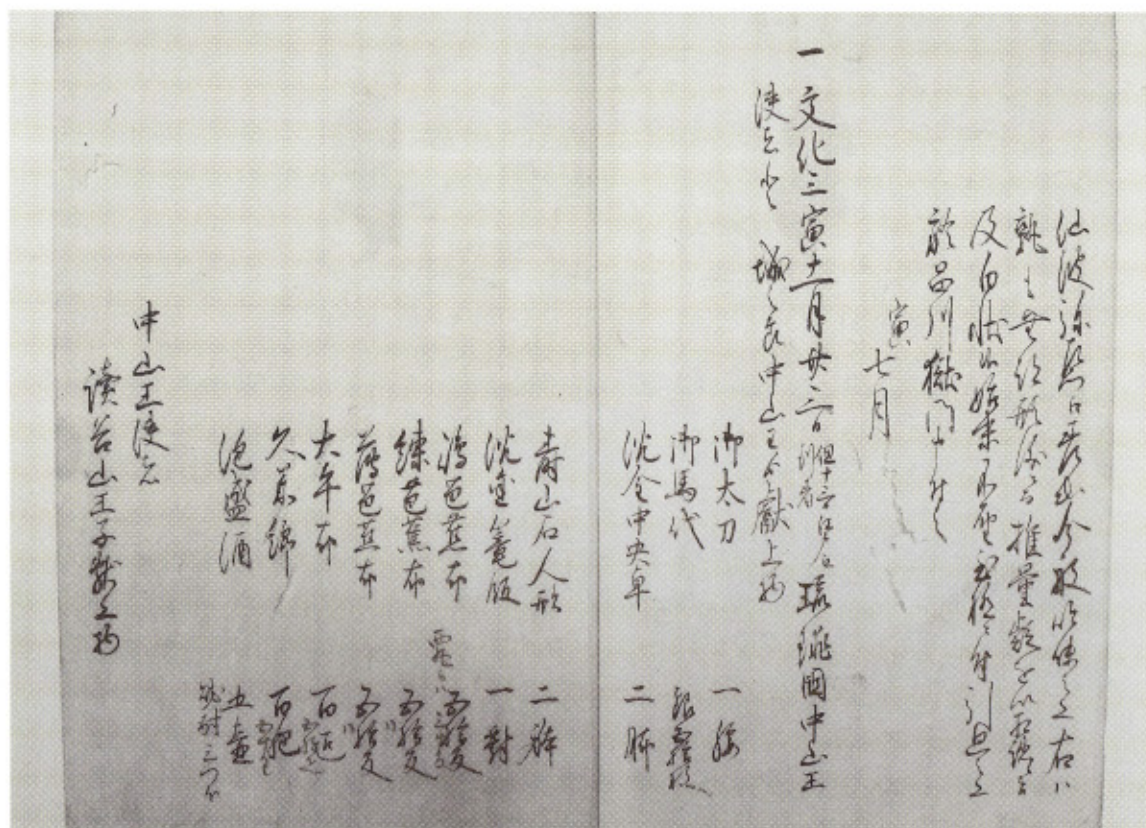
当時無宿浪人

前田織部

此もの儀、元地頭大御番頭巨勢日向守組大岡久蔵方ニ、一旦用人か役をも相勤、同人勝手向、其外取計之儀ニ付、久蔵親類大御番松平丹後守組服部安右衛門吟味を請候儀有之処、右安右衛門并久蔵家来田崎武太夫吟味之趣難心得迎、不届之儀共有之故、奉行所吟味之上輕追放ニ相成、京都江罷越、此度服部安右衛門二条御番ニ而上京之趣及承、同人取計故ニ御仕置ニも相成、右ニ付親武州幡羅郡上奈良村ニ罷在候外記も存命不致積之由申越候書面を取用ひ、親之敵同様之由を申、江州膳所繩手ニおゐて右安右衛門を駕籠越ニ疵付、右疵ニ而相果候段、御旗本江対不届之至、殊安右衛門其外之者共當時之上奈良村役人共申合、謀判を以金子かたり取、或ハ御朱印を焼捨候杯不輕儀を書付ニ認、右安右衛門同役仙波弥左衛門江差出、今般吟味之上、右ハ孰も無跡形儀ニ而推量疑を以相認候旨及白状候始末、不届至極ニ付、引廻之上於品川獄門申付之

寅七月

文化三年十一月、琉球国中山王の使節の江戸城登城の時の、中山王よりの献上物のこと



一文化三寅十一月廿三日、但十三日江戸江、琉球国中山王使者  
 登城之節、中山王より献上物

御太刀 一腰

御馬代 銀五拾枚

沈金中央卓 二脚

寿山石人形 二体

沈金籠飯 一对

嶋芭蕉布 五拾反

〔西丸江ハ三十反〕

練芭蕉布 五拾反

薄芭蕉布 五拾反

大平布 百疋

久米綿 百抱

泡盛酒 五壺

燒酎三つほ

中山王使者  
 読谷山王子献上物

大官香 十把

寿带香 五箱

嶋芭蕉布 十反

練芭蕉布 十反

大官香 十把  
 上府官香 五箱  
 薄芭蕉布 十反  
 練芭蕉布 十反  
 泡盛酒 二壺

因古寺、沙汰信堂  
 一、琉球人音楽、種々少許、海流、由徳  
 元、之、以、活、流、水、奏、者、盛、着、之、間、極、類  
 活、右、父、子、天、布、在、以、之、西、好、人、信、信、信、信  
 皆、作、之、城、今、也、上、刻

公方様 大納言様 大廣間  
 出、沙、流、球、人、音、樂、多、く、由、海、入、所  
 白紙、五、拾、反、中山王  
 白紙、五、拾、反、読谷山  
 白紙、五、拾、反、後者  
 白紙、五、拾、反、重人  
 白紙、五、拾、反、中山王



泡盛酒 二壺

文化三年十一月、御沙汰書の写し

同廿七日御沙汰書写

一琉球人音楽被 聴 召候 付、溜詰御譜代衆、高家詰衆、御奏者番、菊之間椽類詰、右父子共布衣以上御役人、法印、法眼、医師、登 城今已上刻、公方様、大納言様大広間江出御、琉球人音楽有之、相済入御

白銀五百枚 中山王江

綿 五百把

白銀貳百枚 読谷山王子江

時服 十

白銀三百枚 従者惣中江

時服 三ツ 樂人江

右御暇ニ付被下旨、於大広間二之間老中列座大炊頭申渡之

帝鑑之間 松平薩摩守

同 豊後守

殿上之間 読谷山王子

柳ノ間 従者

蘇鉄之間 松平薩摩守家来

右於席々御菓子・吸物・御酒被下之

一其外ハ御玄関前腰懸、下馬腰懸両所ニ而下官江強飯被下之  
一同晦日上野此日公方様、大納言様、御台様上覧有之由ニ付、かうし町壺丁目御堀端通り半蔵御門より入、夫より上野

一十二月二日 御老中廻り

同四日 御三家廻り

同日 江戸発足

以上

享和三年七月、谷中延命院への仕置

一享和三亥年、谷中延命院御仕置

六月六日入牢

脇坂淡路守掛り

谷中日蓮宗延命院

日道 亥四拾歳

右之もの儀、一寺之住職たる身分をも不顧、淫欲を恣にし、源太郎妹ぎん、亦ハ大奥部屋方下女ころと密通に及び、其外屋形向相勤候女両三人艶筆を贈り、右之女參詣之節密会をとけ、或ハ通夜杯と申なし、寺内ニ止宿致させ、殊ニころ懐妊之由承り、墮胎之薬を遣し、曾て破戒無悲之所行ニ候、其上寺内作事之儀、奉行所江申立候趣を引違へ、勝手儘ニ建直候事共、重々不届之至ニ付、死罪申付令出牢もの也

七月廿九日

右納所

柳全 亥六拾六才

右之もの儀、延命院所家ニ而女犯不相成身分ニ乍罷在、新吉原五十軒道清太郎母りせと密通いたし、及女犯候段不届ニ付、晒之上触頭江相渡、寺法之通可取計旨申渡遣もの也  
七月

山形

羽州庄内田川郡飽海郡、内當月廿  
 一、夜、同古近地震、其地而平、  
 羽州庄内田川郡飽海郡、内當月廿  
 一、夜、同古近地震、其地而平、  
 羽州庄内田川郡飽海郡、内當月廿  
 一、夜、同古近地震、其地而平、

一 羽州庄内田川郡飽海郡、内當月廿  
 一 夜、同古近地震、其地而平、  
 羽州庄内田川郡飽海郡、内當月廿  
 一 夜、同古近地震、其地而平、  
 羽州庄内田川郡飽海郡、内當月廿  
 一 夜、同古近地震、其地而平、

文化二年六月、酒井左衛門尉様より月番老中への地震被害の御届け

一文化二丑年、酒井左衛門尉様より御月番御老中様江御届之趣  
 羽州庄内田川郡・飽海郡之内、当月四日之夜より同七日迄  
 地震甚敷、地面所々裂候而泥水湧出、地形或高或低相成候  
 処数ヶ所有之、右ニ付破損之覚

一御米置場柵拾五・六間、其外所々倒、同所土居式拾間計引申候

一龜ヶ崎城傾、玄関廊下、台所向震倒、多門槽痛、礎沈、堀橋所々痛、地面上四尺計、長五・七間程宛裂、泥水湧出、

土居百間程之所沈、大手堀土置場百八拾間程之所岡ニ相成、其外土居切右下堀土置場、岡ニ相成申候

一侍屋敷潰家 式拾軒

一同長屋潰 八棟

一同痛家 六軒

一給人潰家 二軒

一同痛家 百三拾五軒

一同痛家 四百拾三軒

一同痛家 四百廿四軒

一寺潰 廿七ヶ寺

一同痛 拾六ヶ寺

一衆徒潰家 四拾七軒

一社潰 一社

一社家潰 七軒

一修験潰家 十七軒





地震強、御城下御家中并在町共損所左之通

一 大手冠木門潰

壹

一 収納米蔵

潰三軒

一 同蔵屋敷

同壹

一 町役所

同壹式

一 家中并在町

同千七百七拾軒

一 同大破

三百九拾九軒

一 口留番所

同式

一 唐船番所大破

壹

一 番所大破

三

一 役所大破

四

一 寺埋懸り

壹ヶ寺

一同

潰九ヶ寺

一 同大破

十九ヶ寺

一 鐘樓堂

潰式

一 宮潰

四軒

一 大破

式軒

一 土蔵潰

百六拾式

一 同大破

九

一 塩越

九

一 象潟泥吹出埋

式ヶ所

一 塩越湊

式ヶ所

右砂押上ヶ当地如陸地相成申候

金浦村之内

一金浦湊

壹ヶ所

一 象潟泥吹出埋  
 一 塩越湊  
 右砂押上ヶ当地如陸地相成申候  
 一金浦湊  
 一 唐船番所大破  
 一 番所大破  
 一 役所大破  
 一 寺埋懸り  
 一 同大破  
 一 鐘樓堂  
 一 宮潰  
 一 大破  
 一 土蔵潰  
 一 同大破  
 一 塩越  
 一 象潟泥吹出埋  
 一 塩越湊  
 右砂押上ヶ当地如陸地相成申候  
 金浦村之内  
 一金浦湊

文化元年 聖徳院柳原氏屋敷内  
 一 象潟泥吹出埋  
 一 塩越湊  
 右砂押上ヶ当地如陸地相成申候  
 一金浦湊  
 一 唐船番所大破  
 一 番所大破  
 一 役所大破  
 一 寺埋懸り  
 一 同大破  
 一 鐘樓堂  
 一 宮潰  
 一 大破  
 一 土蔵潰  
 一 同大破  
 一 塩越  
 一 象潟泥吹出埋  
 一 塩越湊  
 右砂押上ヶ当地如陸地相成申候  
 金浦村之内  
 一金浦湊

右同断

出戸村之内

一塩釜屋潰

一男女怪我人

一同死亡人

一怪我馬

一死亡馬

以上

九軒

百四拾三人

百六拾壹人

五疋

七拾六疋

文化元年、聖徳院様柳原御屋敷での御花見の御歌

一文化元子年、聖聴院様、柳原御屋敷御花見之御歌、柳原の花  
といへることを歌の上下の頭におきて

○八重ひとへ 咲かさなれる 花さかりなりき 春日も  
わすれてそ見る

○きゝしにも 増日色香の 庭さくら はるいくかへり  
たち馴て見ん

○らむまんと 盛の花を 吹からに のきはのまつも に  
ほふ春風

○春毎に かくて盛を かさねなは なたかき花の 庭と  
なるらん

○咲花の 色香のミかは さまゝくに うつるなかめの  
庭にめかれぬ

羽織の弁

一羽織の弁

十徳ハ上下の弟にして八徳の兄、羽織ハ袴の弟にして道服の兄、大宮人の道行振てふものも羽織とハ、御乳兄弟にてこそましゝけめ、袴着ぬ折しもハ羽織も数まへたれて、炎暑にたへぬ時といへとも、羽織着ぬハ非礼とするもの也、傾城客に對し謂言、モシへとなたも羽織をおとんなんし、とは是礼也、礼服に非すハ、イカテカ此詞を出さんや、此羽織の長き短をよしとす、故ニ大谷馬十か言ひきと有し、足の裏のみゆるを庄屋といふ、又陣羽折ハ樟腦くさく治世の徳ならずや、稽古事の看板ハふつさき冬ハのし目の裏を附、夏ハ半さらしのあひさ敷、臣たる三ひんハ、ちりめん、羽二重の古羽織、主なる人の不都合なるも面目なき事ならずや、中ウ人以下の袖なし羽織、女の羽をりハ岩田帯のつ、まし隠すによろしく、こゝに羽織と称して衣服にあらず

銘曰

通哉羽織隨而進退速也、独行之急雨卷而懷ニス、閑居の静雪ニツ重ぬるも可也、能人に交而礼を備へ、貧乏隠しの名、元来嚴なる時ハ隠れ、和なる時ハ顕る、ふうわりと風を含て命なかし

暑き日はひらりと脱て

おきつ風寒ひ時にハ

ちよいときなさい

喜三三述

一 胆織の辨

○春毎ふかくて登とせし村を  
 かしこくみれば庭をかりん  
 ○咲の各唐のくはさゆくに  
 うりねがくんの庭さうれを

十進ハ上下に於て八徳の兄胆織  
 ハ袴の身をして居膝の兄大主人の  
 道の旅てよよの胆織といはれ乳母  
 ありてはせしりくもは袴をぬれり  
 胆織も教するもまきくを異よも  
 時とゆてと胆織をぬれは胆織とせり

この也傾城友に對し謂ふこと  
 胆織をせしりかすは是禮也禮後  
 水ハハイロカ此初を止えん也は胆織の  
 長き短とせしりか故大台馬十  
 といふこと有し是禮嘉のいふゆり  
 衣原と山崎又陣抄ハ棟脈とく  
 治世の徳をすすむ禮をすすむ者板ハ  
 少りともそのハの國は嘉を治世ハ  
 少りともそのハの國は嘉を治世ハ  
 ありてん胆織古胆織といはれ人の  
 ぶ級合せぬと面白き事なり

武田河内守様召抱の乳母のこと

武田河内守様、先達而御乳母被召抱候処、穢多之娘之由、  
 此節相知候付、町御奉行江御引渡被成候筋ニ可有之哉之段、  
 小田切土佐守様 町奉行江 武田様より御問合被成候処、  
 小田切様御挨拶ニ、穢多之仕置ハ、彈左衛門取計候筋ニ候間、  
 町御奉行所ニ而ハ御取扱難被成候間、彈左衛門方江為御懸  
 合被成候様ニとの事故、彈左衛門方江其段被仰遣候処、御  
 門前弘ニ被成候ハ、取計可申候段御請申候付、御家風ニ

中人常の神か、胆織女の胆織ハ  
 武田常陸守江御引渡に仰ぐ  
 有に胆織と稱して夜後江河内  
 銘曰  
 通哉胆織隨而進退速也獨行  
 之急雨卷而懷之閑居の静雷ニ  
 せぬりし可也能人より交而禮と備ハ  
 貧乏強一の名え草叢より付ハ  
 隠れ和より付ハ影りぬく事りと風  
 と合て令形り  
 是れ日ハ切り里と候く  
 おきり風まひ時ニハ  
 ありいとをさる  
 長三三郎

合不申候付、御暇被下候旨申渡、御門前江送り出し候処、御門前ニ穢多共参り居、召連行キ申候由、且又御小兒様右之者之乳被召上候付、此儀ハ如何御心得被成候而可然哉之段、御窺被差出候処、御差図ニ右之者乳給へ候儀ハ全食穢ニて候間、七拾日過候へハ穢無之候間、左様御心得候様被仰出候由

文化元年五月、長左衛門一件につき御仕置申渡のこと

一文化元子年五月廿二日四時申渡之

京都町奉行御役所近辺、神泉苑町と申所ニ御奉行所訴状を認候長左衛門与申もの、近年追々勝手宜相成候体ニ而、次第ニ奢侈増長し、ことの外大造成家作いたし、唐木ニ而唐破風作り、門構ニ而座鋪之様子きらひやかに、幾間数と云事なく夥敷広き事ニ而、扱泉水ニハ名鳥を籠メ置、鳥一羽廿金以下之品無之と云沙汰也、勝手之方土蔵ハ皆石柱ニ而時ニ結構至極之普請之よし、手広ニ暮し両町奉行所江ハ一盃ニ立入候旨、扱妾ハ白齒之美女十八人迄抱置候旨、右長左衛門ハ五拾歳余之者ニ而在之由、右之通奢侈増長いたし、いかにもあやしき体ニ候得共、一向町奉行所よりハ沙汰無之処、御目付方より言上ニ而も有之候哉、江戸より御沙汰有之候旨ニ而、先達而より御吟味ニ相成、右長左衛門入牢いたし、追々及白状候処、七条村と申所之穢多金并所々ニ而滞り入候金子廿四万両余有之、夫を御用名目を以芝居役者、其外河原もの、又ハ町家などニも高利ニ貸付候旨、追々懸り合手広ニ相成、穢多ハ不及申、芝居之役者不残座元等

日々之様ニ白洲江出候由、大造成事ニ相成、其外種々之悪事も致露見候段、吟味治り之上、去廿六日御仕置被仰付候由

遠嶋家財闕所 山辺長左衛門

十五ヶ国御構追払 同人 倅

京払 同人 家内

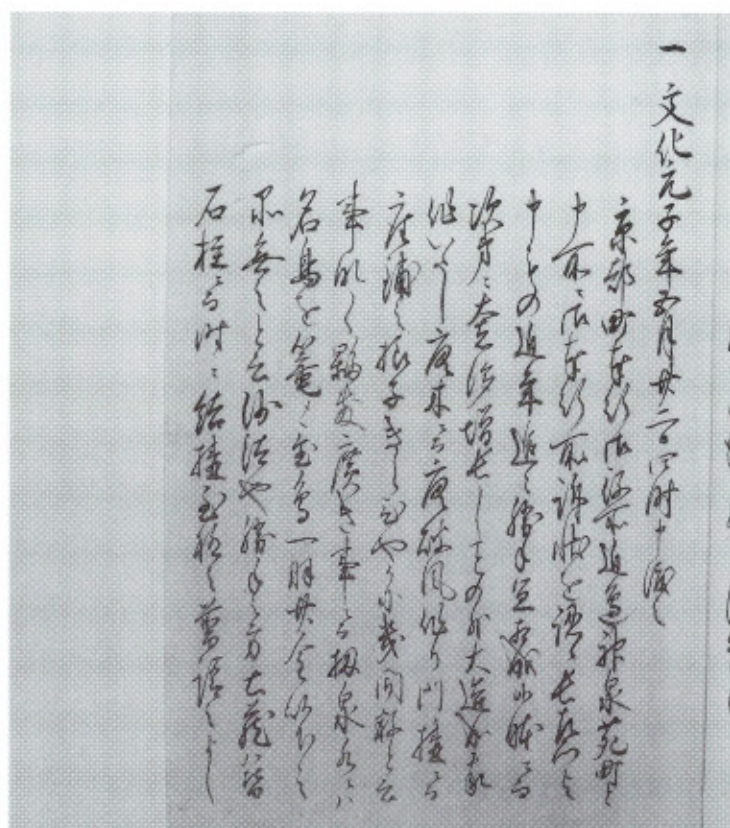
十五ヶ年賦上納 金滞り之者

右之通ニ而落着候由、欠所金夥敷有之旨、猶又奉行方与力・

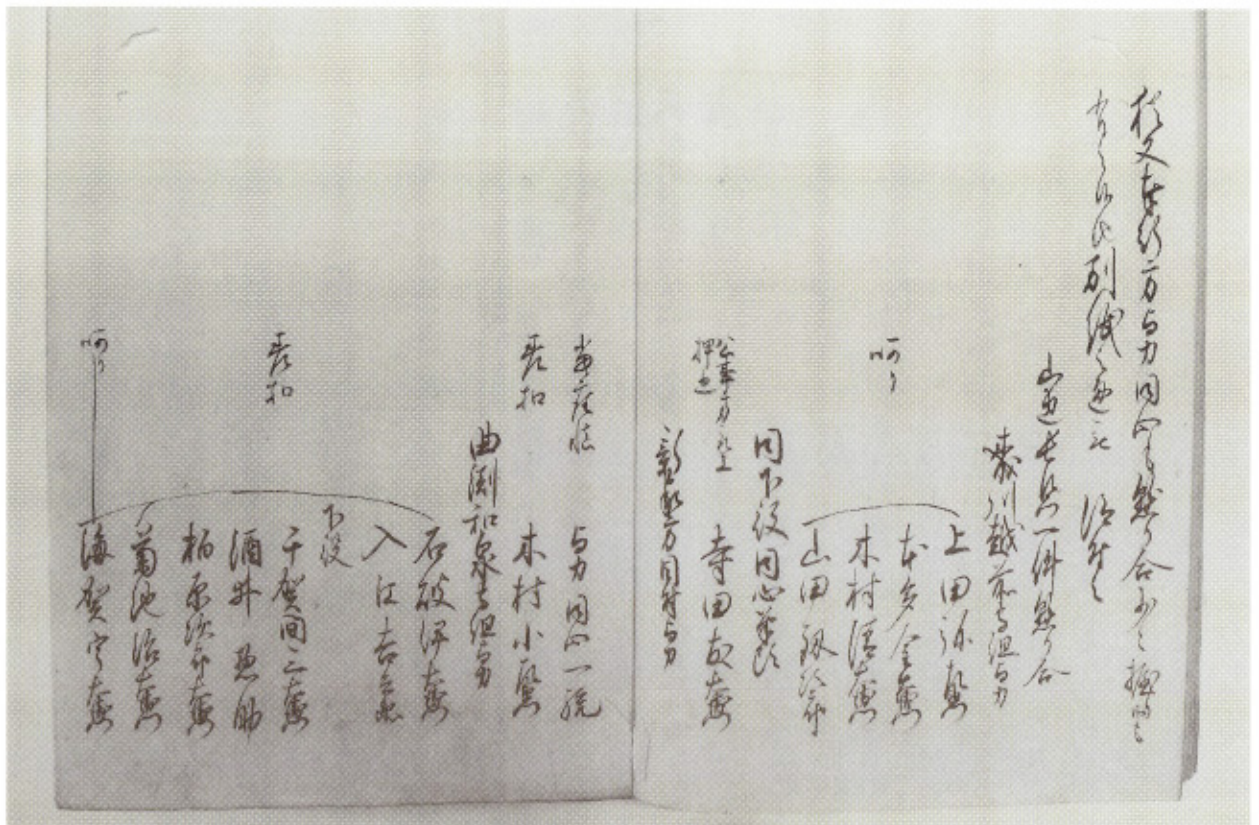
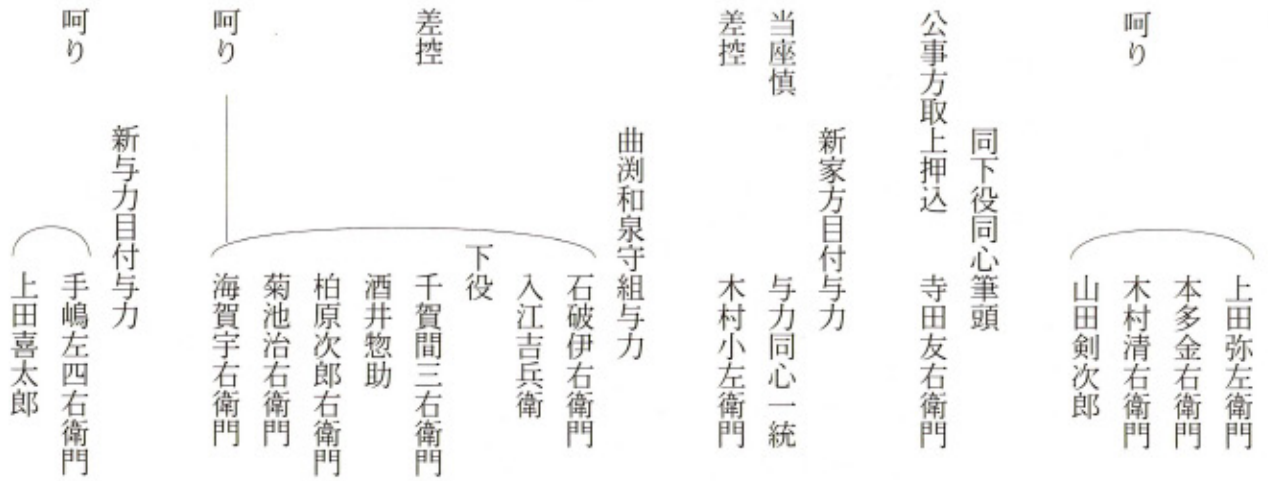
同心も懸り合少々握り候も有之候由、別紙之通被 仰付之

山辺長左衛門一件懸り合

森川越前守組与力







新ら力同符との

上田正徳を仰

同心

大塚新八

公事方同心

榎積平之進

末元新五郎

一文化二年乙丑五月長崎に而ロシア人江被仰諭候趣

一家昔より海外に趣向するは法固

少くも一事は使臣の仰せに  
ゆへに一家の商賣亦國之政策と  
して先づ其を承るべきと決するは  
誠然琉球紅毛の政策するも亦  
其利を必とするにありは其の  
素より之を望む者なりと云ふ  
は其の國の情を以て信じて  
やしむるに非ざるは其の  
人をして其の好む所を以て  
又長崎の如き地とせしめて交易を  
しむるに非ざるは其の

同 同心

大塚新八

公事方同心

呵り

榎積平之進

末元新五郎

文化二年五月、長崎にてロシア人へ仰せ諭された趣

一文化二年乙丑五月、長崎ニ而ロシア人江被仰諭候趣

我国昔より海外に通向する諸国少からずといへとも、一事  
便宜にあらざるかゆへに、我國の商売外國に往事をとめ、  
外國より來事を許さず、たゞ唐山・朝鮮・琉球・紅毛の往  
來する事ハ互市の利を必とするニあらず、來る事久しき、  
素より其謂れ有を以てなり、其國のときハ昔よりいまた  
曾て信を通せしハなし、はからざるに、前年我國漂流の人  
をいさなひて松前に來て、商をこひ合、又長崎に至而好を  
通し、交易をひらかんよしをはかる、既ニ其事再ひにおよ  
ひて、深く我國に望む心あり、是切なるをしれり、然とい  
へとも望心の通信を商の事ハ重てこゝに論すへからざるも  
のあり、我國海外ハ諸國と通信せざる事既に久し、憐誼外  
國に修る事しらざるにあらず、其風土異にして事情におけ  
るも、又懼心をむすふにたらず、徒に行季を煩わさむ故を  
以て強て通せず、是我国歴世對疆を守常法なり、いかて其  
國一价の故を以て朝廷歴世の法を變すへけんや、礼ハ往來

家臣と云ふ事之害者之深く礼と云  
 あり互市交易の事なくしてた  
 信と云ふあつたはをむす事  
 又家臣の權ゆりやふかき朝庭の  
 家と云ふ事とせむ朝庭の  
 一言かくの事再び是より貴を  
 事なくれをみやく綿帆と云  
 右之通申論、漂流の倭人へけ方  
 漕元

麦 三百俵  
 綿 三百把

一文化四卯二月廿二

蝦夷地に於て古來より其方家ニ進退  
 以て一乘の儀英國に接し其地  
 万端より其難整頓を付定て東  
 部夷地上地ニ 治定從  
 公義の儀之 以て其西蝦夷地  
 壯者備ふ事より其難行を依て立  
 外國に境不容易と事  
 其方家西蝦夷地一乘  
 其方家新規九千石被下

を尚婦今其国の礼物を請て、答すんハ礼を知らざるの国な  
 らん、答んとすれハ海外万里何れの国かしかるへからさら  
 ん客さるの勝れるにしかす、互市のときハなきに、かふ  
 おのく其利有に似たりといへとも、通して是を論すれハ、  
 存外無価の物を得て、我国有用の貨を失ハん、要するに国  
 計の善なるものにあらず、いわんや又輕漂の民、奸猾の商  
 物をさそひ、価をあらそひ、た、利を謀てや、もすれハ風  
 を壊り俗を乱る、我民を養ふに害有て、深く取らざる所あ  
 り、互市交易の事なくして、た、信を通しあらたに好をむ  
 すふ、素より又我國の禁ゆるやかになしかたし、爰を以て  
 通る事をせず、朝廷の一言かくの事とし、再び來る事を費  
 す事なかれ、すみやかに帰帆すへし  
 右之通申論、漂流の倭人ハ此方江請取  
 麦 三百俵  
 綿 三百把 被下之

蝦夷地にロシア船來着、蝦夷地警固役仰付のこと  
 一文化四卯三月廿二日  
 松前若狹守

蝦夷地之儀ハ、古來より其方家ニ而進退いたし來候得共、  
 異国江接し候鳴々、万端之手当難整様子ニ付、先達而東蝦  
 夷地上地被 仰出、從公義御処置被 仰付候、西蝦夷之儀  
 も非常之備等其方手限難行届段申立、外國之境不容易之事  
 ニ被思召候間、此度松前西蝦夷地一円被召上候、依之其方  
 江者新規九千石被下、場所之儀者追而可相達候

但御礼席之儀者是迄之通

一文化四卯年

当四月廿三日、箱館函館より三百里程北之方、東蝦夷地とるふ嶋之内、ナイホと申所へ魯西垂船一艘来着、上陸いたし、番人等擗捕番屋・蔵々焼払ひ、同廿九日同嶋之内箱館奉行支配向之者罷在候会所、シヤナト申所江右船二艘差寄、上陸いたし、大筒等を打懸候付、勤番之者共相防、五・六人程打殺、深手為負候者も有之候之処、夜ニ入裏手江相廻、火をかけ焼払候付防兼、一同シヤナを引退候由、箱館奉行より注進有之候、且又去月十七日以来、南部津軽之沖間ニも怪敷船相見、同十九日箱館近辺之沖江も乗寄候処、無程同所より西之方エサン崎と申所之沖江走通り帆影も不相見、右之外別条無之事ニ付、於世上従是風聞可有之候間、心得罷在、向々江も無急度可被咄置候事

六月十一日

若御年寄

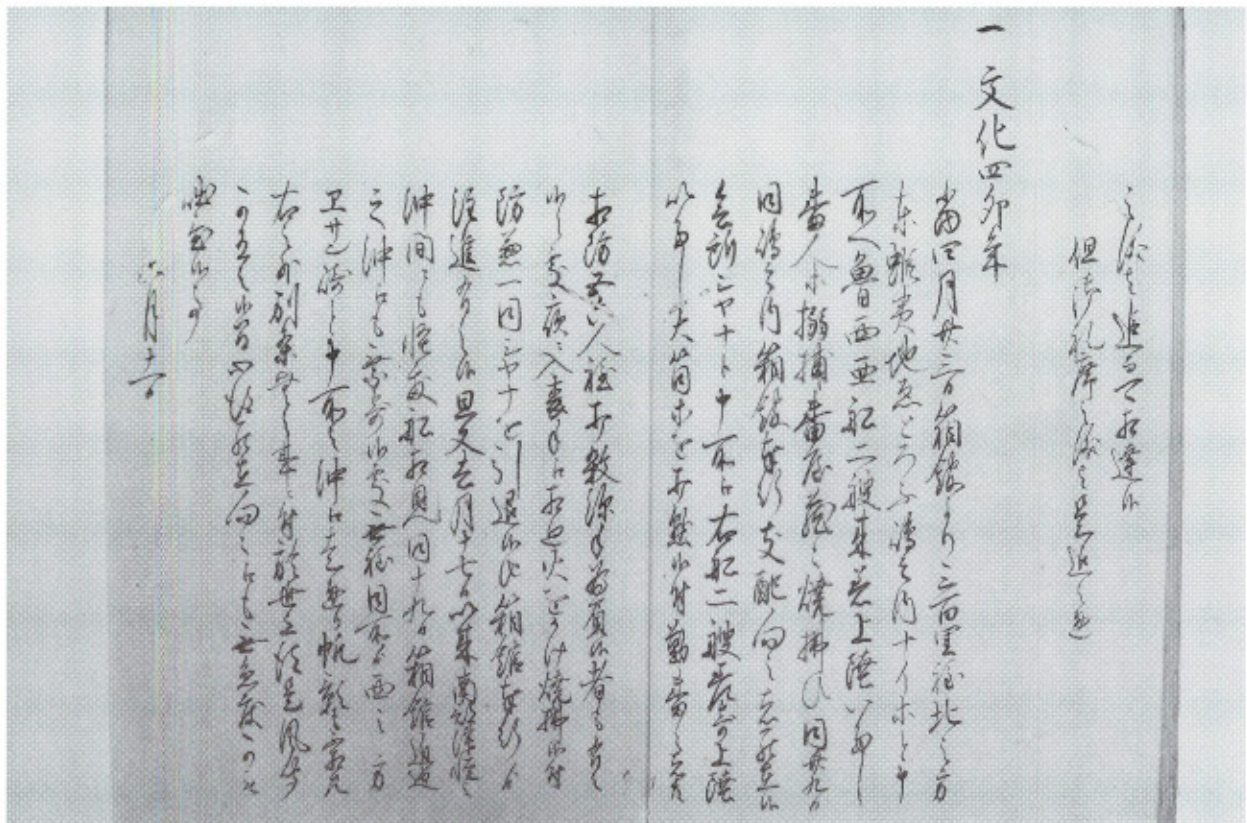
堀田撰津守

松前表為見分相越候付、金三千兩御内々より拝借被仰付候  
六月八日

一文化四卯年

十一月朔日、御用番松平伊豆守様御宅江松平政千代様・松平金之助様御留守居御呼出、左之御書付御渡之由

会津



松平金之助

蝦夷地警固被仰付候間、人数五百人程可差出候

一要害之地所々江相備候事ニ候条、二手・三手ニも引分候儀相成候様、武器其外共組合可被申候、尤大筒用意、火矢等可有留意候

一於彼地備場所請取之上、異国船防方之儀ハ、頭役之者見計ひ等可致候、勿論松前奉行支配之者及差引候とも、如何と存候儀、無遠慮可申談候

一備方之手配ニより申置候人数より増減有之候而も不苦候、人数押之儀ハ海陸勝手次第第二候

但、海陸候ハ、手舟又ハ雇舟ニても心次第第二候

右之通被得其意、来正月中旬迄彼地江到着候様、人数可被差出候、松平政千代江も人数差出候様相達候、備場所人数割等委細之儀ハ、松前奉行より可相達候条可被承合候

十一月朔日

松平政千代家老

中村日向

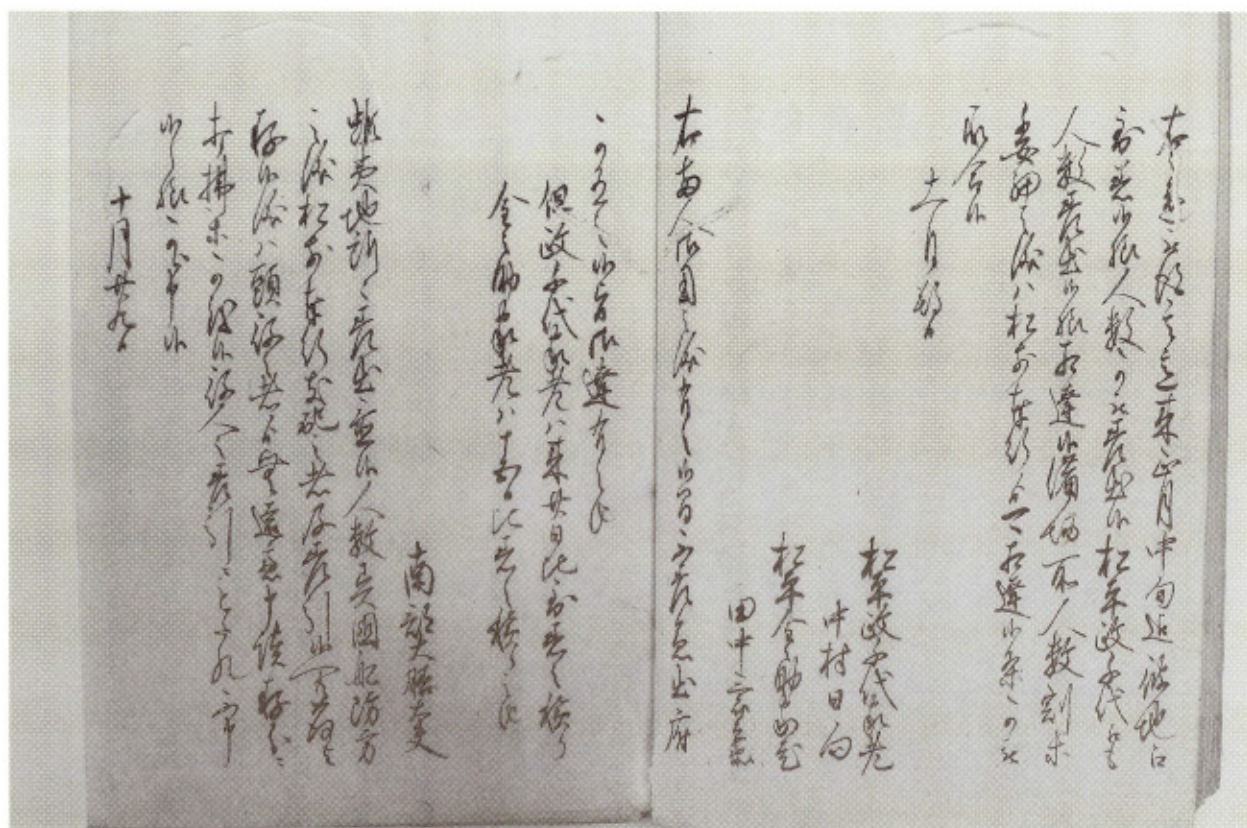
松平金之助家老

田中三郎兵衛

右兩人御用之儀有之候間、不差急出府可有之候旨、御達有之由

但、政千代家老ハ来廿日頃到着之積り、金之助家老ハ十五日頃着之積り之由

南部大膳大夫



蝦夷地所々差出置候人数、異国船防方之儀、松前奉行支配之者及差引候へ共、如何与存候儀ハ頭役之者より無遠慮申談、存分ニ打払等可致候、役人之差引ニもたれ不申候之様可被申候

十月廿九日

右土井大炊頭様御宅江留守居御呼出、御書付御渡之由

酒井左衛門尉様

先達而蝦夷地嶋々江異国船渡り来候節、人数差出彼地江滞留も久敷、家来とも大儀之事ニ候、此段可申聞旨上意ニ候

十一月十五日

佐竹右京大夫様

津軽越中守様

何等之御沙汰無之由ニ候

長崎にロシア船渡来、大村上総介様領海警固のこと

肥前彼杵郡大村

大村上総介様

一八月十五日、長崎表江魯西亞船就渡来、上総介様御領海御固船、其上同所陸之固并湊内固船被 仰付、早速御差出被成候、然処右船其儘難被差置、焼潰被 仰付候故、御奉行松平図書頭様ニハ其場江御越、御奉行所明候ニ付而、上総介様甲冑支度ニ而急速御越、御奉行所相守候様被 仰付、直ニ彼地江御越被成候、右之趣両度以早追御申越有之候付、其段御用番様江去三日夜、追々御届有之候旨、為御知奉札来候事

九月八日

此書大炊頭様御宅江留守居御呼出、御書付御渡之由

酒井左衛門尉様

先達而蝦夷地嶋々江異国船渡り来候節、人数差出彼地江滞留も久敷、家来とも大儀之事ニ候、此段可申聞旨上意ニ候

十一月十五日

佐竹右京大夫様  
津軽越中守様

何等之御沙汰無之由ニ候

肥前彼杵郡大村

大村上総介様

一八月十五日、長崎表江魯西亞船就渡来、上総介様御領海御固船、其上同所陸之固并湊内固船被 仰付、早速御差出被成候、然処右船其儘難被差置、焼潰被 仰付候故、御奉行松平図書頭様ニハ其場江御越、御奉行所明候ニ付而、上総介様甲冑支度ニ而急速御越、御奉行所相守候様被 仰付、直ニ彼地江御越被成候、右之趣両度以早追御申越有之候付、其段御用番様江去三日夜、追々御届有之候旨、為御知奉札来候事

文化四年十月、小普請組伊藤留之助・青木弥五郎の処罰についで

一文化四卯年、公義（傳）ニ而被 仰渡品左之通

小普請

辺見左近支配

伊藤留之助

卯五十七

此者儀困窮ニ迫り、小普請組小浜長五郎支配曲直瀬杏庵養父、隠居曲直瀬寿徳院江金子無心申懸、不得心ニ候ハ、可致殺害と存、召仕之小女妨ニも可相成とて、寿徳院を欺キ、小女を召連出、於途中討捨、寿徳院裏江立忍候処、被見咎立帰候上、金子貸借之事ニ而寿徳院及不法候儀有之由、取扱之書付認置候段不届之至候、依之遠嶋被仰付もの也

小普請組

小浜長五郎支配

曲直瀬杏庵家来

宮崎新右衛門

同断

近藤登助支配

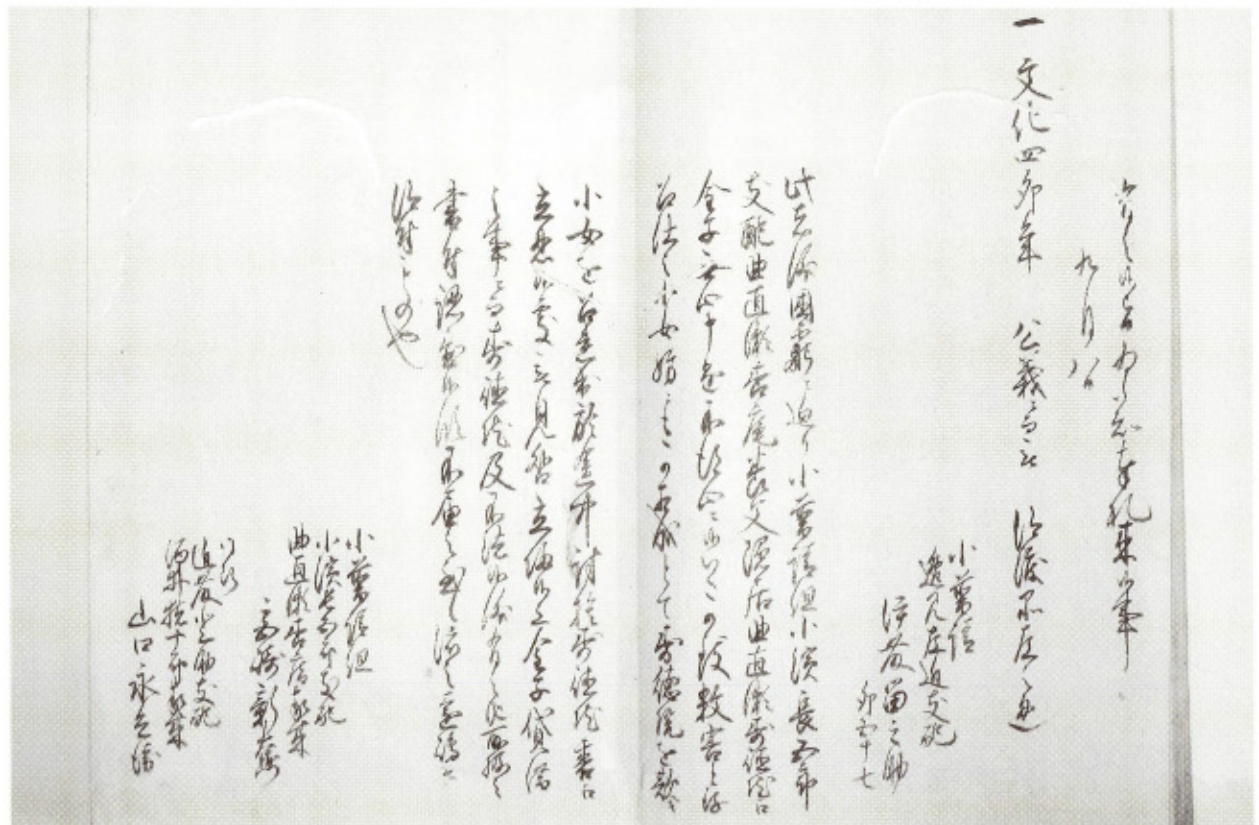
酒井猪十郎家来

山口永兵衛

本所緑町一丁目

九兵衛店

喜三郎



同所蔵町

清吉店

佐助

其方共儀、伊藤留之助御詮議一件ニ付相尋候処、不埒之筋も無之間、一同無構

曲直瀬杏庵家来

龜山左吉

酒井猪十郎家来

関山助右衛門

宮崎新右衛門、山口永兵衛儀、無構旨申渡候間、其旨銘々主人江可申聞

右町役人

右之通申渡間、其旨可存

右ハ十月十六日根岸肥前守殿於御役宅、同人被申渡、立合大目付井上美濃守殿、御目付水野中務殿被相越候由ニ御座候

小普請組

辺見左近支配

伊藤留之助惣領

伊藤吉三郎

卯十四

父留之助不届之品有之、遠島被仰付候、依之其方儀中追放被仰付者也

同人次男

伊藤政次郎

卯十二

父留之助不届之品有之、遠嶋被仰付候、依之中追放申付候

但、兩人とも十五才迄親類共へ預置

右者十月廿三日右同人被申渡、立合美濃守殿、中務殿被相越

小普請

八木十三郎組

青木弥五郎

卯三十五

此もの儀、娘りへを願も不致町人太兵衛江呉遣、殊困窮ニ而暮方ニ差支、吉右衛門より金子借受、返済之手段無之候迎、同人世話を以妻ふみを三ヶ年季之積、給金十八兩ニ相極、旅籠屋伊之助方江食売奉公ニ差出、右給金之内返金いたし、又ハ世話料諸入用等差引式両式分請取遣捨、殊ニ親類共ふみ事を相尋候故、申訊いたし置候得共、可願様子ニ付、吉右衛門江申談候処、同人知人仙五郎請人ニ成、千住宿へ食売奉公ニ差出置候、とよ儀武州川越辺之者之由、源藏共ニ欠落いたし、上総国江参候趣ニ付、とよを尋出、連帰、同人を人代りニ差出、ふみは可暇取旨申候付、与風悪人出似役人ニ成、吉右衛門、仙五郎を手先之由申、とよを相尋、右不相知候ハ、金銭ニ而為取扱、配分可致旨申合、木錢穀代之請取帳を拵、上書ニハ火附盜賊改荒尾但馬守組小倉太郎右衛門、青木勘十郎と名前認、太郎右衛門名前へハ吉右衛門印形いたし、勘十郎名前へハ此もの印形致シ、或ハ書状取拵、十手捕繩を持、右組同心青木勘十郎と名乗、吉右衛門、



十一月十三日

大貫次右衛門御代官所  
武州川崎砂子町

百姓

仙五郎

此者青木弥五郎ハ御扶持人ニ候上ハ、妻ふみを食売奉公等ニ差  
出候儀ハ有之間敷事ニ候を、吉右衛門より被頼候とて、伊之助  
方江奉公濟之口入いたし、身分等取扱候請状江口入人と認、印  
判いたし差遣、右礼金として給金之内三分貫請、剩右弥五郎儀  
加役方組同心青木勘十郎と名乗、似役人ニ成、上総下総辺村々  
ニ而百姓を捕、繩を以縛り、無跡形儀共相尋候節、兼而申合置  
候通、此者吉右衛門ハ供之者之様子ニいたし、取扱候体ニ而佐  
言いたし遣被差免候、寅松其外之者共より都合金式両壹分式朱  
ねたり取、壹分式朱余三人ニ而雜用ニ遣捨、其外ハ所持いたし  
罷在候始末、旁不届ニ付、敲之上重追放申付之

但此青木弥五郎十郎と名乗似役人ニ候上ハ、妻ふみを食売奉公等ニ差  
出候儀ハ有之間敷事ニ候を、吉右衛門より被頼候とて、伊之助  
方江奉公濟之口入いたし、身分等取扱候請状江口入人と認、印  
判いたし差遣、右礼金として給金之内三分貫請、剩右弥五郎儀  
加役方組同心青木勘十郎と名乗、似役人ニ成、上総下総辺村々  
ニ而百姓を捕、繩を以縛り、無跡形儀共相尋候節、兼而申合置  
候通、此者吉右衛門ハ供之者之様子ニいたし、取扱候体ニ而佐  
言いたし遣被差免候、寅松其外之者共より都合金式両壹分式朱  
ねたり取、壹分式朱余三人ニ而雜用ニ遣捨、其外ハ所持いたし  
罷在候始末、旁不届ニ付、敲之上重追放申付之

小菅信  
八木十三郎但  
吉右衛門御代官所

仙五郎を供之体ニいたし召連、上総下総辺徘徊いたし、旅籠や  
江泊酒食いたし、五井村寅松、其外之ものを召捕縛り、彼是相  
尋候節、吉右衛門、仙五郎ハ取扱候体ニいたし成、差免候跡ニ  
而仙五郎より夫々江申談、金子為差出、都合式両壹分式朱欺取、  
壹分式朱余ハ三人ニ而雜用ニ遣捨、其外ハいまた配分不致所持  
いたし罷在候始末、輕くも御扶持被下候身分ニ有之間敷儀、不  
届至極ニ付、獄門申付之

十一月十三日

大貫次右衛門御代官所  
武州川崎砂子町

百姓

仙五郎

卯三十六

此者青木弥五郎ハ御扶持人ニ候上ハ、妻ふみを食売奉公等ニ差  
出候儀ハ有之間敷事ニ候を、吉右衛門より被頼候とて、伊之助  
方江奉公濟之口入いたし、身分等取扱候請状江口入人と認、印  
判いたし差遣、右礼金として給金之内三分貫請、剩右弥五郎儀  
加役方組同心青木勘十郎と名乗、似役人ニ成、上総下総辺村々  
ニ而百姓を捕、繩を以縛り、無跡形儀共相尋候節、兼而申合置  
候通、此者吉右衛門ハ供之者之様子ニいたし、取扱候体ニ而佐  
言いたし遣被差免候、寅松其外之者共より都合金式両壹分式朱  
ねたり取、壹分式朱余三人ニ而雜用ニ遣捨、其外ハ所持いたし  
罷在候始末、旁不届ニ付、敲之上重追放申付之

卯廿八

ふみ事

けしは係吏言本海舟中事と國府より一と  
病島と苦力、若くは在屋不道と金屋上  
匠師と舟師と難儀と一のり時との金  
賣主とに出入りし、右海舟中事と以て後思ふ事  
返金し、返度旨、海舟中事と難儀と難儀  
阻止候ハ、水引渡、舟師の所持する舟  
舟ハ、舟中事とも、舟師の所持する舟  
舟師の所持する舟、舟師の所持する舟  
舟師の所持する舟、舟師の所持する舟

深川永代寺門前町

花屋店

武右衛門

卯六拾八

けしは係吏言本海舟中事と國府より一と  
病島と苦力、若くは在屋不道と金屋上  
匠師と舟師と難儀と一のり時との金  
賣主とに出入りし、右海舟中事と以て後思ふ事  
返金し、返度旨、海舟中事と難儀と難儀  
阻止候ハ、水引渡、舟師の所持する舟  
舟ハ、舟中事とも、舟師の所持する舟  
舟師の所持する舟、舟師の所持する舟  
舟師の所持する舟、舟師の所持する舟

小普請

八木十三郎組

青木弥五郎妻

ふみ事

とみ

卯廿八

此者儀、夫青木弥五郎兼々困窮いたし、其上病氣ニ而暮方ニ差  
支、吉右衛門より追々金子借受、返済之手段無之難儀いたし候  
間、此もの食売奉公ニ出候ハ、右給金を以取続、且吉右衛門  
方江返金も致度旨、弥五郎達而相頼、夫之難儀、難止儀ニハ  
候得共、弥五郎ハ御扶持被下候身分ニ候上ハ、取計方も可有之  
処、得心いたし旅籠屋伊之助方江食売女ニ奉公済いたし、相勤  
罷在候段不埒ニ付、親類共江引渡、押込申付之

深川永代寺門前町

藤蔵店

武右衛門

卯六拾八

此もの儀、同居為致候吉右衛門儀、青木弥五郎方より被頼、同  
人妻ふみ身分を押隠し、伊之助方江食売奉公ニ差出候節、ふみ  
親与申立呉候様、達而申聞候ニ任せ、徳分ニ泥ミ承知いたし、  
ふみ請状江此者ハ親与認、印形いたし差遣、右給金之内為礼金  
壹両吉右衛門より貫請、雜用ニ遣捨候段不届ニ付、敲之上江戸  
払申付之

大貫治右衛門御代官所

武州橋樹郡川崎宿

砂子町

旅籠屋

伊之助

卯四十四

此もの儀、仙五郎口入いたし吉右衛門と対談之上、召抱候ふみ  
事富ハ青木弥五郎妻ニ而請状連印之者共も取扱候儀ニ有之処、  
其儀ハ不存候共、得与身元も不相糺御扶持人之妻を食売女ニ召  
抱候段、旁不埒ニ付、過料三貫文申付之

有馬備後守領分

市原郡五井村

百姓

寅松

水野老岐守領分同郡

姉ヶ崎村

百姓

紋四郎

御勘定奉行

水野若狭守知行

同郡午久村

百姓

清八

西丸御小姓組

松平伊予守組

三枝雲平知行同国

埴生郡矢貫村之内

字長南

百姓

徳次郎

西丸新御番

小笠原安房守組

服部陽一郎知行同国

長柄郡茂原村

百姓

甚太郎

御書院番

高井但馬守組

塩入大三郎知行同村

百姓

三之助

堀田相模守領分下総国

千葉郡登戸村

百姓善兵衛倅

安五郎

此もの共儀、青木弥五郎似役人ニ成、吉右衛門、仙五郎供之体  
ニいたし、荒尾但馬守組同心青木勘十郎与名乗、村方江罷越、  
銘々不存儀を尋請、或ハ繩ニ而被縛可相答様無之ニ付、右吉右  
衛門、仙五郎を頼、侘いたし貫被差免候処、吉右衛門儀、痛所

有之、道中難儀いたし候由ニ而、仙五郎より金子合力申懸候節、役人ニ附添候ものニハ有之間敷儀ニ而、怪敷心付候ハ、取計方も可有之処、断も難致存候迎、銘々金子呉遣候儀、村役人江も不申間罷在候段、一同不埒ニ付急度阿り置

右者去十三日小田切土佐守殿於御役宅、同人被申渡、立合御目付大河内善十郎殿被相越候由ニ御座候、以上

十一月廿五日

文化十年二月、公方様前厄につき高田馬場での流鏑馬神事のこ  
と

一文化十四年二月十一日

公方様今年四十一御前厄ニ付、於高田馬場流鏑馬御神事従大納言様被 仰付、射手二十五騎狩笠、水干、膝沓、佩太刀、むち、三的左ニ記

但二月五月初午被 仰出候処、雨天御延引、十一日相済、馬場四方菱之竹矢来前後入口木戸門厳重出来、馬乗所をサクリと云、其左右雄萩雌萩ニ而高サ三尺程埒を結ふ

朝四時西丸御名代御側蜷川相模守様御参着後、往來人留馬場之南側棧敷懸り、都而見物貴賤男女凡十二・三万余ニ及ふ、右相済、否雄埒雌埒之萩魔除とて各持場候事

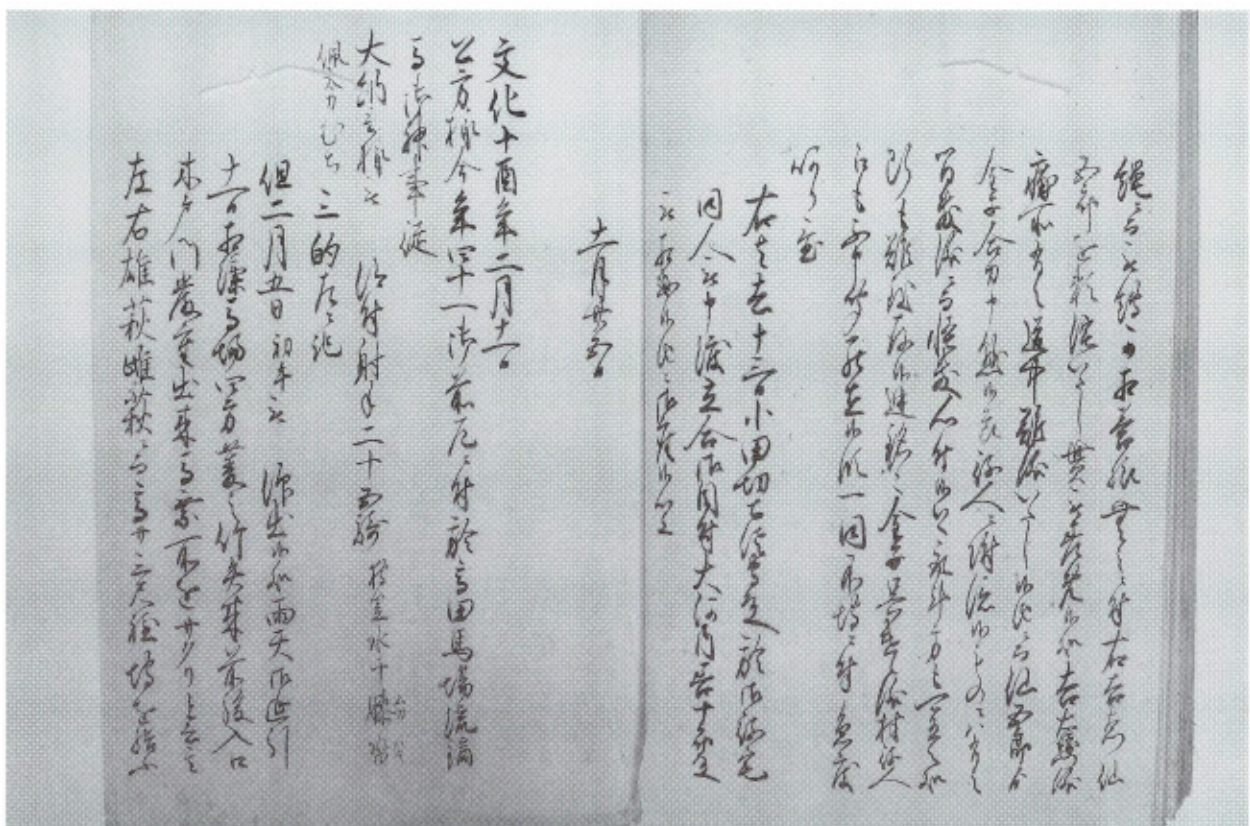
射手順

西丸御小姓組

皆中

近藤図書

御小姓





但筆末筆末ハ袖中ニテ最上ノモノナリ  
 テハ雅ヲ勤クシ筆末ハ之屬多クモ其ノ筆末  
 也ハ之ノ筆末ノ筆末ノ筆末ノ筆末ノ筆末  
 筆末ノ筆末ノ筆末ノ筆末ノ筆末ノ筆末  
 垢感也

文化十周年江戸狂詩

記不入事二首

苦勞性

對州風説近來休對州在騷動朝鮮來聘後靜謐也

地震又生破損秋心中二月江戸地震大也

井伊退後錐難有井伊兵部左輔退後年寄  
御免被取四首

松緑出勅誠不収尾上松助源后松緑也中  
世出西イラマート云評判

結綿瀬川環菊深村冥途旅中三月一人は

浅草深川仮宅遊春服吉原焼安仮宅二百十日  
之願派大流行

金藏莫漫誇三子  
御杖持被下之

八歳小兒安産秋去秋下総國藤代ニテ八歳  
女子産男子ニ浦度御銀拾  
ナリ

其二

御書院番

久貝又三郎

山本織部

西丸御書院番

酒井吉十郎

新御番

三浦半之助

西丸新御番

多川孫右衛門

小普請

森 左京

西丸御小姓組

深津弥七郎

但筆頭筆末ハ就中六ヶ敷、上手之方ならてハ難相勤よし、

筆頭ハ扇子を遣ひ、筆末ハむちを遣ひ候事之由、中ニも筆

末弥七郎様御事ハ至而御見事申り、不残星之由、人々堪感

候よし

右ハ穴八幡ニて何れも揃ひ、御名代御参着之上始り候由、

殊之外古実有之由

文化十年、江戸でみられた狂詩

一文化十四年、江戸ニ而之狂詩

記不入事二首

苦勞性

對州風説近來休

對州在騷動朝鮮來聘後靜謐也

地震又生破損ノ愁

申十一月江戸地震大也

二分減少 響諸方 公義御俊約二分減少被仰出

人似金魚浮熱湯 金魚熱湯ニ入ル、見セモノハヤル

出役空歸拜領 諸家系圖調諸役ヨリ出役凡十年余去冬皆出来御廢養而己ニテ歸役ノ一

豊年弥落米相場 本文之道

遊行十念誰先戴 申九月出府夫ヨリ諸国順行

影富一番我不當 谷中感應寺御免ノ富アリ其富ノ出番ニ小富アリ御法度ナレト大ニ流行

積物唯聞柏戸噂 津輕侯御抱角力頂利之助柏戸宗五郎ヨリ柏戸ノ号讓受ル其節兩柏戸江積物夥シ実ハ津輕侯ヨリツココシハゲナル一ニ大評判

高於評判 如貝小蘭頭 中秋以來賀之蘭頭ト云葉菓子賣股引半ニ其様撰賣地ニ黒ノ地ノ目大小紋細袋、臺ヲ入有ニカケ管笠ヲ著

臺ニ笠セ地ノ目ヲ附ニ途中ニテ扇子ヲ閉キ賀

蘭ト云ナガラキリ、トマハリ扇子ヲ上ケテ頭ト云大流行此菓子ヲココノ類ニテ風味何ノ邊ニテツマナクウマクナシ

井伊退役雖難レ有

松緑出勤誠ニ不レ收

結綿ゆいわた環菊たまがき 沢村宗十郎

浅草深川仮宅遊

金藏莫ニ漫ニ誇ニ三千一

八歳小兒安産秋

其二

二分減少響ニ諸方ニ

人似ニ金魚浮ニ熱湯一

出役空ク帰ル銀拜領

豊年弥落ニ米相場

遊行十念誰先戴

影富一番我不當

積物唯聞柏戸カ噂

井伊兵部少輔侯若年寄御免被レ叙ニ

四品一

尾上松助隱居松緑也、申顔見世出而

イラヌ事ト云評判

冥途ノ旅、申十一月一人トモニ死ス

旧臘吉原焼失、仮宅二百五十日之願

濟大ニ流行

芝ノ金藏ト云者、去冬生三子御扶持

方被下之

去秋下総国藤代ニテ八歳ノ女子産男子、土浦侯御領分ナリ

公義御俊約二分減少被仰出

金魚熱湯ニ入ル、見セモノハヤル

諸家系圖調諸役ヨリ出役凡十年余、

去冬皆出来御褒美而已ニテ帰役ノ事

本文之道

申九月出府、夫ヨリ諸国順行

谷中感應寺御免ノ富アリ、其富ノ出

番ニテ小富アリ、御法度ナレトモ大

ニ流行

津輕侯御抱角力頂利之助柏戸宗五郎

ヨリ柏戸ノ号讓受ル、其節兩柏戸江

積物夥シ、実ハ津輕侯ヨリツミシヨシハゲナル事大評判

高<sup>ニ</sup>於<sup>シ</sup>評判<sup>ハ</sup> 賀蘭頭<sup>ハ</sup> 申秋以来賀蘭頭ト云葉菓子壳、股引半テン其模様黄地ニ黒ノ蛇ノ目大小紋、細袋ニ壺ヲ入、肩ニカケ菅笠ヲ着、壺モ笠モ蛇ノ目ヲ附ル、途中ニテ扇子ヲ開キ、賀蘭ト云ナガラキリ、トマハリ、扇子ヲ上ケテ頭ト云、大流行、此菓子ヲコシノ類ニテ、風味何ノ遍ンテツモナクウマクナシ

文十酉

当年の大小ト申せ共小計

むつかしき<sup>四</sup> 二割けんじる<sup>ハ</sup> やむならハ  
五小でこさる霜の潤ひ<sup>下</sup>

公儀御殿中の御詰場所のこと

一 公義御殿中御座席

殿上之間御上段

〔七賢九老 狩野右近孝信〕

御撰家方

親王方

同御下段

公家衆

御門跡方

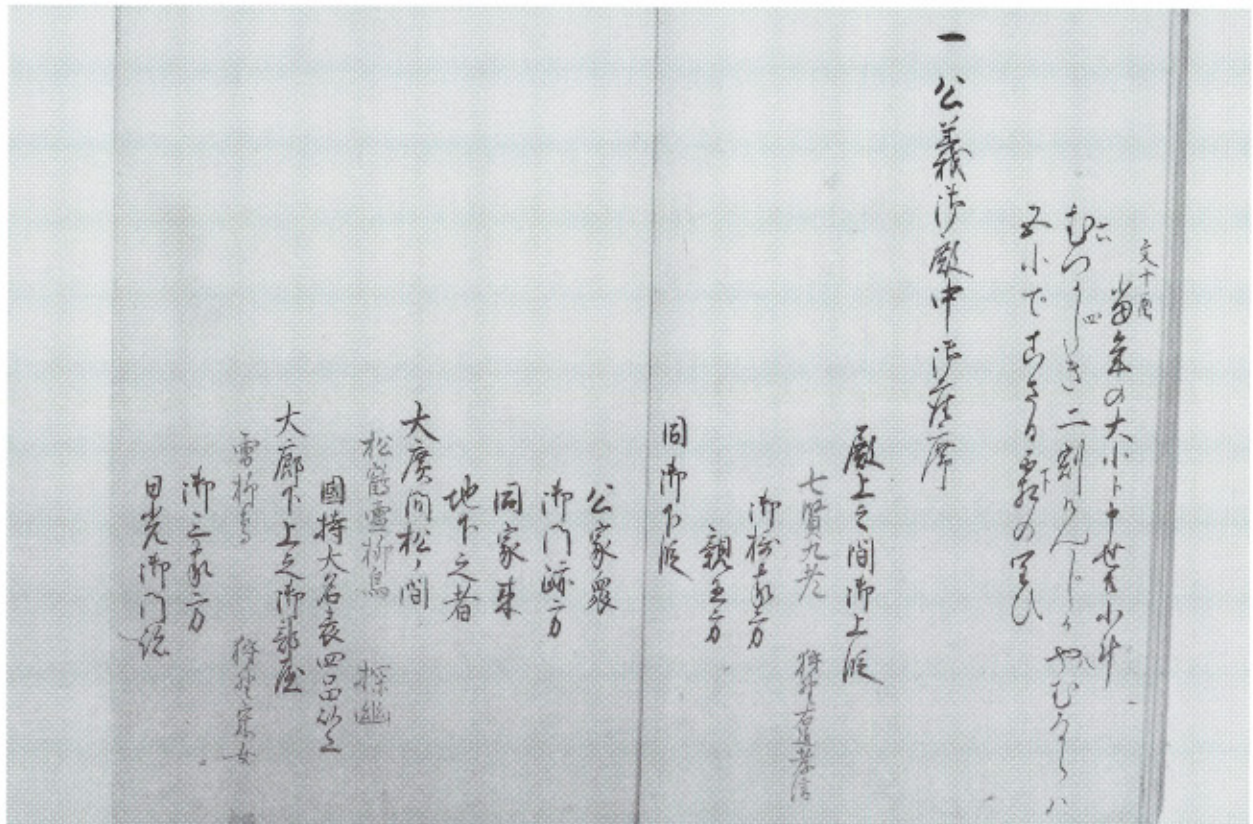
同家来

地下之者

大広間松ノ間

〔松鶴雪柳鳥 探幽〕

国持大名表四品以上





大廊下上之御部屋

〔雪柳鳥〕  
〔狩野采女〕

御三家方

日光御門跡

増上寺方丈

大僧正以前八下之御部屋

同所下之御部屋

御三家方御賢息

松平加賀守

松平

伝通院

御黒書院溜之間

〔唐山水西湖〕  
探幽

溜詰

京都諸司代

同所御次

大御留守居

大阪御城代

竹ノ間

〔海北〕  
友雪

御両殿

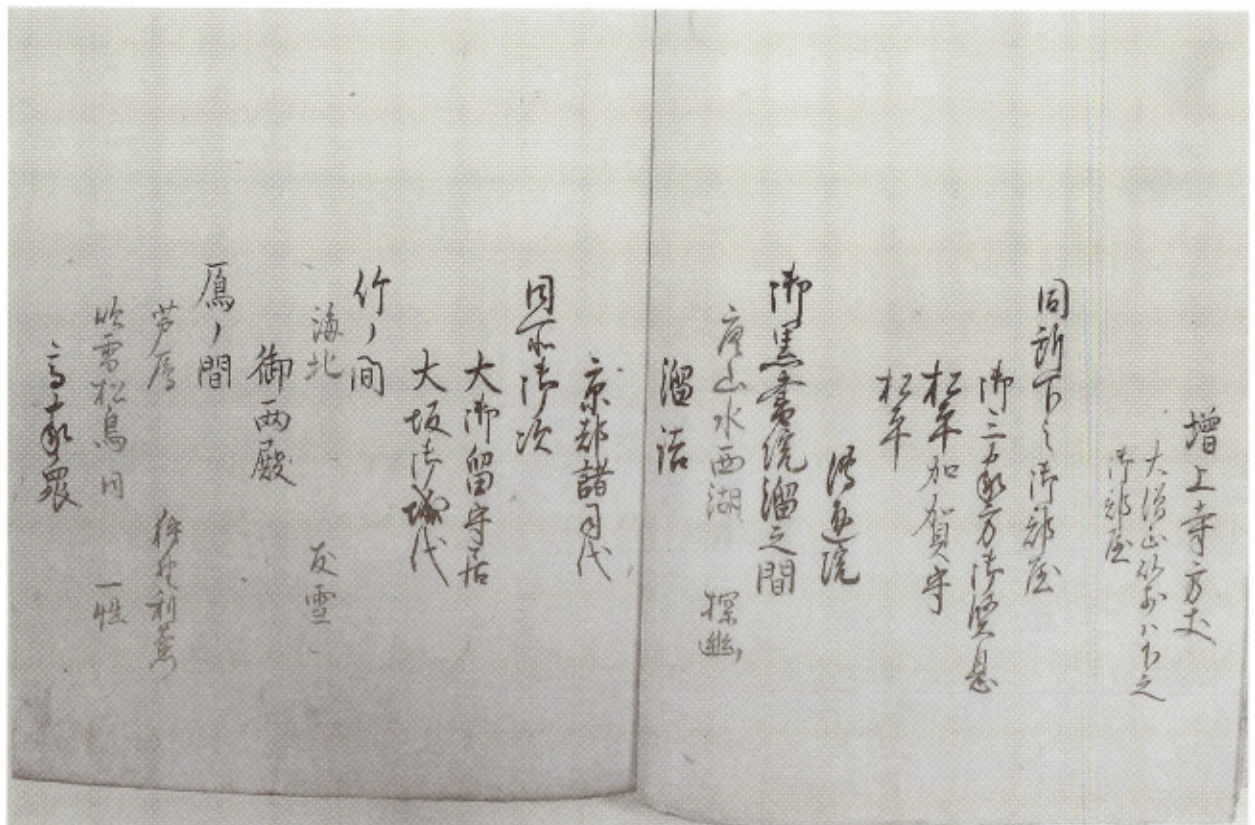
雁ノ間

〔芦雁〕

〔吹雪松鳥同〕  
狩野利右衛門

高家衆

一性



詰衆

雁之間椽類

大坂御城番

御白書院帝鑑間

〔（本番）帝鑑 永真〕

御譜代大名

同並

柳原仲

柳ノ間大廊下

〔（本番）同断 狩野采女〕

表大名

四品以上松ノ間

嘉祥御祝儀之節、三千石以上

之寄合柳ノ間、御次御側衆、

御留守大番頭之嫡子、法印、

法眼、医師柳ノ間、西ノ御椽

類、側居此節於波ノ間脇、右

廊下江被參候之様ニと御目付

申達之由

同所椽類  
職惣檢校（けんぎょう）

菊之間

〔（本番）籬ニ菊 狩野弥左衛門〕

詰衆嫡子

大御番頭

御書院番頭

御小姓組番頭

南ノ方御襖際

御使番

御書院与頭（くみかしら）

御小姓組与頭

同所敷居之外

御簇奉行（むら）

百人組之頭

御鎗奉行

御持弓御持筒頭

定火消

同所椽類

詰衆並

同嫡子

駿府御城代

芙蓉之間

御奏者番

寺社奉行

伏見奉行

御留守居

大目付

町奉行

御勘定奉行

〔（本番）狩野一溪〕

御作事奉行

御普請奉行

甲府勤番頭

長崎奉行

京都町奉行

大坂町奉行

駿府御城番

禁裏附

院附

堺奉行

奈良奉行

山田奉行

日光奉行

駿府町奉行

佐渡奉行

浦賀奉行

山吹之間

〔狩野采女〕

中奥御小姓

中奥御番

羽目之間

独礼医師

中之間

〔狩野采女〕

小普請奉行

西丸御留守居

小普請組支配

新御番頭

御留守居番

伊奈半左衛門

御勘定吟味役

桔梗之間

御老中登城之節

御目付出座

新御番組頭

御番医師

御女中様附之御用人共

躑躅之間

此席江出ル

〔長谷川等徹〕

御弓鉄炮頭

西丸御裏門番頭

御徒頭

小従人頭

御船手

大坂御船手

同東御襖除

中川御番

御鉄炮方

大御番与頭

美濃御郡代

同敷居之外

道奉行

屋敷改

紅葉之間

「朱書檜紅葉 狩野宗仙」

御小姓組

虎之間

御書院番

土圭之間（時計）

新御番

檜之間

「朱書水鳥水車 遠里法橋」

小従人組

焼火之間

「朱書探幽弟子」

二之丸御留守居

御納戸頭

御鷹匠頭

御腰物奉行

御裏門番之頭

西丸御切手番之頭

御座敷番之頭

御納戸組頭  
御鉄炮玉葉奉行

躑躅之間

長谷川等做

赤川御砲改

西丸御裏門番改

赤川改

小従人組

赤川組

同東赤川除

中川赤川

赤川砲方

大赤川番

美濃御郡代

同敷居之外

道奉行

屋敷改

紅葉之間

朱書檜紅葉

朱書狩野宗仙

御小姓組

虎之間

御書院番

土圭之間

御鉄炮御箆筒奉行

御弓矢鎗奉行

富士見

御宝蔵 番之頭

御具足奉行

御幕奉行

御書物奉行

諏訪部文右衛門

御腰物方

御納戸方

御馬方

御勘定与頭

御代官

御切米手形改

御蔵奉行

御金奉行

御細工頭

御材木石奉行

小普請方

浜御殿奉行

小石川御菜園奉行

吹上御花畑奉行

漆奉行

林奉行

藪田助右衛門

倉地仁左衛門

御勘定

御鳥見与頭

馬医

御納戸前廊下

八王子十人頭

御大工頭

中井主水

小普請方改役

御作事下奉行

御鳥見

御船上乗役

大筒役

佐々木伝次郎

後藤

本阿弥

狩野

御台所前廊下

御徒目付

火ノ番与頭

御奥太鼓役人

植木奉行

黒鋤之者頭

御評定番

伊阿弥

畳屋修理

同下之間

御中間頭

御小人之頭

御駕籠頭

伝奏屋敷番

御玄関

〔獅子牡丹 狩野孝信〕

御徒与頭

御徒

以上

文化十年秋、オランダ船着岸、荷物献上のこと

一文化十四年秋阿蘭陀船着岸、荷物献上

但御差留にて御請無之由

一番船

一萌黄大羅紗

三拾八反

一藍海松糸同

拾三反

一黒飛色同

拾八反

一猩々飛しやうじやう

五拾五反

一黒羅紗

拾反

一黄同

三拾四反

一紫同

式拾六反

一花色同

三拾六反

一飛色同

九反

一萌黄小羅紗

式反

一緋同

式反

一萌黄羅背板せいた

七拾式反

一黄同

四拾反

一紫同

三拾四反

一紅飛同

壹反

一花色同

五拾五反

一黒同

拾四反

一へるへいとうへるへいとう

拾六反

一黒同

七反

文化十年秋オランダ船着岸、荷物献上  
但御差留にて御請無之由

一番船

一萌黄大羅紗

三拾八反

一藍海松糸同

拾三反

一黒飛色同

拾八反

一猩々飛

五拾五反

一黒羅紗

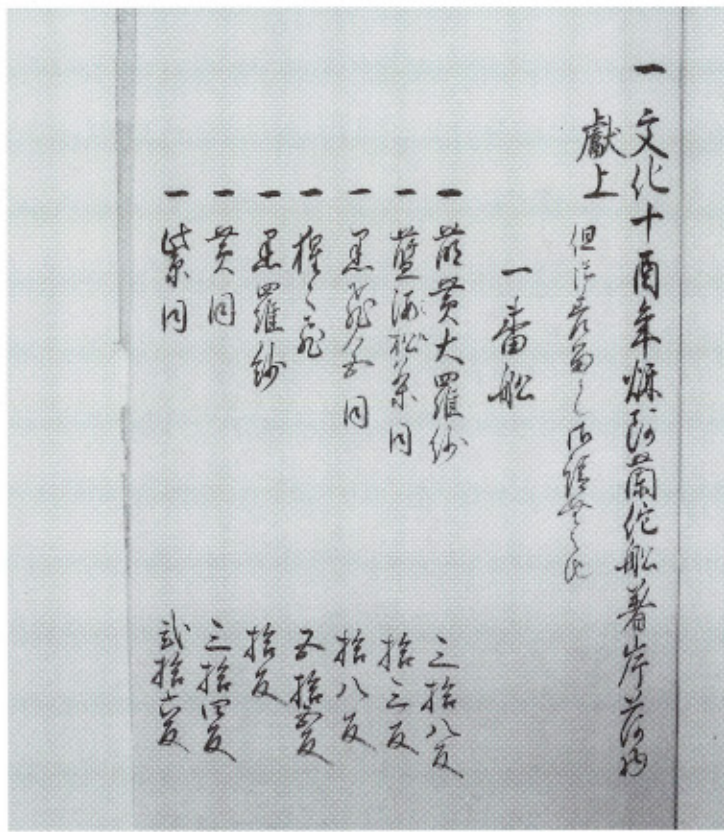
拾反

一黄同

三拾四反

一紫同

式拾六反



一 紅 同	拾反	一 銀錢	三千五百
一 紫 同	拾貳反	別段	
一 飛色同	拾四反	一 肉豆蔻	五千貳百斤
一 萌黃同	三拾四反	一 鈔 <sup>⑧</sup>	三百斤
一 濃花色同	七拾反	一 ミいら	三拾斤
一 紅吳呂服連	七反	一 水銀	貳百斤
一 花色同	七反	鳥類	
一 黒 同	拾反	一 紅雀 <sup>ベニすずめ</sup>	三羽
一 飛色同	貳拾反	一 色鳥 <sup>いろどり</sup>	壹羽
一 鮫	五百六拾七本	一 長生鳩 <sup>ちやうしやうぼと</sup>	三羽
一 貳番さらさ	五千百四拾反	一 おふむ	壹羽
一 本國上さらさ	百六拾六反	一 象	壹匹
一 同上々	六拾反	一 山猫	壹疋
一 同類違	貳拾六反	貳番船	
一 同ふとん	貳千六百拾反	一 白砂糖	四拾四万九千斤
一 海黃 <sup>かいき</sup>	六百貳拾三反	一 蘇木	四万五百斤
一 白砂糖	百万千六百斤	一 錫	七万斤
一 胡枳 <sup>こせ</sup>	壹万五千斤	鳥類	
一 蘇木	八万五千六百斤	一 音呼鳥 <sup>いんこ</sup>	四羽
一 象牙	千六百九拾斤	一 同紅	貳羽
一 丁子	壹万貳千斤	一 同白	壹羽
一 木綿總	壹万貳千斤	一 同五色	壹羽
一 錫	六百五百斤	一 おふむ	三羽
一 肉豆蔻 <sup>にくづく</sup>	四千八百斤	一 咬嚙吧鳩 <sup>じやがたら</sup>	貳羽
一 牡丹	千六百斤	一 弁柄鳩 <sup>べんがら</sup>	貳羽







軒町家主安次郎路地江入候処を睨与見止メ、日暮候を相待、其夜五ツ時前ニ至、安兵衛宅江參候処、内ニ客老人居候間、客ニ怪我為致候而ハあしくと存、紀伊国屋方より急用と偽り安兵衛老人呼出し、塩町一丁目家主吉兵衛店前ニ而安兵衛成りしと声懸候へハ、安兵衛何人成と答候、我事高崎源助之伴字（註）一なり、覚有哉と申候へハ、直ニ逃出候間、親の敵と名乗かけ、右之足を切払候へハ倒れ候を押懸て打留候間、町内自身番へ町法ニ行呉候之様申出候事

文政元年

心岸浄体信士之位

六月初六日

俗名

高瀬源助

弘化四年三月、信州善光寺大地震についての御届書

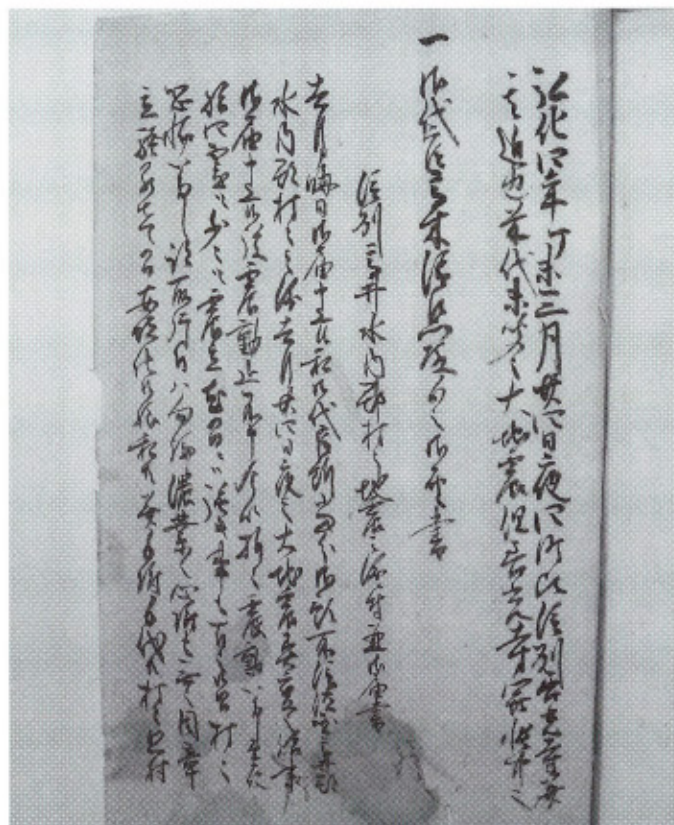
弘化四年丁未三月廿四日夜四時頃、信州善光寺并其近辺前代未聞之大地震、但、善光寺開帳中也

一御代官高木清左衛門殿より之御届書

信州高井・水内郡村々地震之儀ニ付再御届書

去月晦日御届申上候私御代官所、当分御預所信濃国高井郡・水内郡村々之儀、去月廿四日夜之大地震異変之始末御届申上候、強震動止不申、今以折々震動いたし、昼夜拾四・五度も少々も震立、尤間ニハ強キ事も有之候間、村々恐怖いたし跡取片付ハ勿論、濃業（註）之心附も無之、周章立騒罷在候間、安堵仕候様私共并手附手代共村々廻村、精々利害申聞、耕作手渡

不相成様為致候、且去月廿七日真田信濃守家来より懸合越候ハ、右大地震ニ而北国往還丹波嶋村船渡場より凡二里半程川上、同人領分平林村地内字虚空蔵山凡式拾町程之処、山拔崩犀川江押出立、川巾をノ切候付、流水を湛、当時川上平地江水開居候得共、湛溜切候ハ、自然と押埋メ、切場所水力ニ而押崩可申候、其節如何様之洪水ニ可相成哉氣遣敷、支配所ニ而千曲川縁村々崩居候様申越候儀ニ有之、右故当時千曲川平水より七・八尺減水致居、川筋村々心配いたし、山添高場江立退居、悲歎罷在候、切開候ハ、宜可有之、（此文字添字致）数日湛滿候を時々押流候ハ、又々水災之異変出来可申与、殊之外人氣不穩心配仕候、地震之儀ハ最早相止可申哉と奉存候、依之此段御届





内務省 陸軍省

右六町ノ事

- 一 陸軍省 七百八十丁
- 一 陸軍省 七百八十丁
- 一 陸軍省 七百八十丁
- 一 陸軍省 七百八十丁
- 一 陸軍省 七百八十丁
- 一 陸軍省 七百八十丁
- 一 陸軍省 七百八十丁
- 一 陸軍省 七百八十丁
- 一 陸軍省 七百八十丁
- 一 陸軍省 七百八十丁

右ハ去月廿四日大地震ニ而、私御代官所当分御預り所信濃国高井郡・水内郡村々災害之始末、不取敢御届置、早速手附手代共手配差出、私儀も廻村仕、村々災害之様子見分仕候処、誠以絶言語候寄変之体、恐怖仕見ニ不忍、地面割裂七・八寸より五・六尺余、数十間も筋立開キ、右割目より夥敷黒・赤色等之泥水吹出し、步行相成兼候場所多有之、其上所々山崩土砂雪水押出し、大石転ひ落、田畑共悉変地いたし、多分損地相見、村々用水路ハ所々欠崩及大破、或ハ床違ニ相成候場所も有之、水乗可申用水絶ニ相成候、村々多ク有之谷川等之分、大石・土砂押出し震地所々欠崩及大破、水行を塞、平一面ニ溢出、泥水押流、且潰之儀何れも家並平押ニ潰、桁梁割目枘木等、其外建具類打碎、家財諸道具悉打毀、銘々貯置候雜穀之類ハ俵物押崩、散乱いたし、吹出し泥水を冠り中ニハ土砂ニ押埋候分も有之、最初見廻り候頃ハ村々共小前ハ勿論、村役人共迄本心取失ひ、更跡片付候心得も無之、銘々潰家前々家内一同雨露之手当も不致、日々途方ニ暮、忙然与いたし居、私を見居狼狽落涙難止悶絶いたし、尋候答も出来かね打伏居、小前老若男女共ハ泣叫ひ居、怪我人共ハ夥敷倒ニ、苦痛罷在候有様難言申上候、不便至極歎嗟何れ之村々共同様之次第ニ而、差当り夫喰之備有之者共潰家日々有之、殊ニ泥水を冠り容易ニ取出し候儀出来兼、小前末々ニ至り夫食手当無之者共ハ猶更、吞水用水計用來候処、泥水交ニ相成、及飢渴候処、自他村々一般之奇難助合候方も無之候間、差当り救方夫喰之手当ニ相成候丈ハ致遣候得共、百ヶ村余之儀、中々惣咄遠方

一即死牛 貳疋

右ハ去月廿四日大地震ニ而、私御代官所当分御預り所信濃国高井郡・水内郡村々災害之始末、不取敢御届置、早速手附手代共手配差出、私儀も廻村仕、村々災害之様子見分仕候処、誠以絶言語候寄変之体、恐怖仕見ニ不忍、地面割裂七・八寸より五・六尺余、数十間も筋立開キ、右割目より夥敷黒・赤色等之泥水吹出し、步行相成兼候場所多有之、其上所々山崩土砂雪水押出し、大石転ひ落、田畑共悉変地いたし、多分損地相見、村々用水路ハ所々欠崩及大破、或ハ床違ニ相成候場所も有之、水乗可申用水絶ニ相成候、村々多ク有之谷川等之分、大石・土砂押出し震地所々欠崩及大破、水行を塞、平一面ニ溢出、泥水押流、且潰之儀何れも家並平押ニ潰、桁梁割目枘木等、其外建具類打碎、家財諸道具悉打毀、銘々貯置候雜穀之類ハ俵物押崩、散乱いたし、吹出し泥水を冠り中ニハ土砂ニ押埋候分も有之、最初見廻り候頃ハ村々共小前ハ勿論、村役人共迄本心取失ひ、更跡片付候心得も無之、銘々潰家前々家内一同雨露之手当も不致、日々途方ニ暮、忙然与いたし居、私を見居狼狽落涙難止悶絶いたし、尋候答も出来かね打伏居、小前老若男女共ハ泣叫ひ居、怪我人共ハ夥敷倒ニ、苦痛罷在候有様難言申上候、不便至極歎嗟何れ之村々共同様之次第ニ而、差当り夫喰之備有之者共潰家日々有之、殊ニ泥水を冠り容易ニ取出し候儀出来兼、小前末々ニ至り夫食手当無之者共ハ猶更、吞水用水計用來候処、泥水交ニ相成、及飢渴候処、自他村々一般之奇難助合候方も無之候間、差当り救方夫喰之手当ニ相成候丈ハ致遣候得共、百ヶ村余之儀、中々惣咄遠方